

第98回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時

開催場所 ATCホール
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

[重要なお知らせ]

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 今後の状況変化により、開催日時・場所の変更、その他運営に大きな変更が生じる可能性がございます。その場合は適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時30分

目次

第98回定時株主総会招集ご通知	3
議決権の行使についてのご案内	7
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	11
第2号議案 定款の一部変更の件(1)	12
第3号議案 定款の一部変更の件(2)	13
第4号議案 取締役13名選任の件	15
第5号議案から第30号議案まで 株主からのご提案	36
事業報告	56
ご参考として、グラフや写真等を掲載しております。	
連結計算書類	85
計算書類	87
監査報告書	89
株主総会会場ご案内	裏表紙

■ 経営理念 Purpose & Values

■ 存在意義 Purpose

「あたりまえ」を守り、創る
Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society

■ 大切にしている価値観 Values

公正 × 誠実 × 共感 × 挑戦
Fairness × Integrity × Inclusion × Innovation

私たちは、安全を守り抜くことを前提に、「公正」「誠実」「共感」「挑戦」を大切にして行動します

With dedication to safety and security, we will act upon the values of Fairness, Integrity, Inclusion and Innovation

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

当社第98回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うに当たり、ご挨拶を申し上げます。

当社は、この1年、新たに定めた経営理念のもと、中期経営計画に掲げた取組みをグループ一丸となって進めてまいりました。信頼の回復に向け、ガバナンス改革やコンプライアンス推進等の諸改革についても、その徹底に力を尽くしてきたところです。今後も、改革に不可欠な、風通しの良い健全な企業風土の醸成に努めながら、これら取組みを着実に進めてまいる所存です。

2022年度に入り、当社を取り巻く経営環境は、コロナ禍の長期化に加え、国際情勢の緊迫化に伴い世界的な資源価格の高騰に拍車がかかるなど、不透明感が一段と増しています。こうした中、当社は、エネルギーの安全・安定供給の責務を果たしながら、グループの総力を結集し、中期経営計画に掲げた変革の取組みを一層加速させていく決意です。

脱炭素については、本年3月「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」を策定、公表いたしました。お客さまや社会のみなさまとともに力を合わせ、社会全体のゼロカーボン実現に向けた、様々な取組みを展開してまいります。加えて、事業環境のいかなる変化にも耐えられるよう、コスト構造改革のさらなる深化に努めながら、様々な事業分野において新たな価値の創出に果敢に挑戦してまいる所存です。

当社は、こうした取組みを通じ、グループの一大改革「Kanden Transformation」を成し遂げ、将来のさらなる飛躍を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



取締役会長

高橋 直樹



取締役代表執行役社長

森本 孝

証券コード 9503
2022年6月8日

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関 西 電 力 株 式 会 社

取締役代表執行役社長 森 本 孝

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、**書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**

お手数ですが、議決権の行使につきましては、7頁から9頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
A T Cホール

3. 目的事項

報告事項

- 2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案(第1号議案から第4号議案まで)〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件(1)
- 第3号議案 定款の一部変更の件(2)
- 第4号議案 取締役13名選任の件

〈株主(30名)からのご提案(第5号議案から第10号議案まで)〉

- 第5号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第6号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第7号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第8号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第9号議案 定款一部変更の件 (5)
- 第10号議案 定款一部変更の件 (6)

〈株主(104名)からのご提案(第11号議案から第17号議案まで)〉

- 第11号議案 剰余金処分の件
- 第12号議案 取締役解任の件
- 第13号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第14号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第15号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第16号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第17号議案 定款一部変更の件 (5)

〈株主(3名)からのご提案(第18号議案から第20号議案まで)〉

- 第18号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第19号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第20号議案 定款一部変更の件 (3)

〈株主(2名)からのご提案(第21号議案)〉

- 第21号議案 定款一部変更の件

〈株主(2名)からのご提案(第22号議案から第24号議案まで)〉

- 第22号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第23号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第24号議案 定款一部変更の件 (3)

〈株主(1名)からのご提案(第25号議案から第29号議案まで)〉

- 第25号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第26号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第27号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第28号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第29号議案 定款一部変更の件 (5)

〈株主(1名)からのご提案(第30号議案)〉

- 第30号議案 定款一部変更の件

〔 上記の会社提案（第1号議案から第4号議案まで）および株主からのご提案（第5号議案から第30号議案まで）にかかる議案の内容等は11頁から55頁に記載のとおりであります。 〕

以 上

-
- ・ 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepcoco.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所等」、「使用人の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」および「取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ・ 上記の事項につきましては、監査委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepcoco.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について

本株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための当社の対応につきまして、次のとおり、ご案内申し上げますとともに、株主のみなさまにおかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主のみなさまへのお願い

- ご出席を検討されている株主さまにおかれましては、**新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方におかれましては、ご来場につきまして慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 感染拡大防止のため、会場の座席の間隔を広げる措置を講じることから、ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。そのため、株主総会当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- 会場にご来場の株主さまには、会場内でのマスクの着用、アルコール消毒液による手指消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場入口において、サーモグラフィーによる検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱が認められた方にご入場をお断りする場合や、体調不良とお見受けした方にはお声掛けし、ご退場いただく場合がございます。

2. 当社の対応について

- **ご自宅等で株主総会の模様をご覧いただけるよう、当社ウェブサイトにて株主総会の議事の模様を配信いたします。**詳細につきましては、10頁の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。
- 登壇役員、運営スタッフは、体調を確認のうえ、マスクおよび手袋（一部のスタッフ）を着用し対応させていただきます。
- 株主総会の議事は、長時間の密集状況発生防止の観点から、時間を短縮させていただく予定です。

今後の状況変化により、開催日時・場所の変更、また、上記の対応等運営に大きな変更が生じる場合がございます。その場合は適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://www.kepcoco.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>)

議決権の行使についてのご案内

インターネット



インターネットにより議決権を行使される場合は、9頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

ご郵送

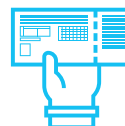


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

ご出席



株主総会にご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちください。

株主総会開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙ご記入方法のご案内

関西電力株式会社 御中 議決権行使書 2022年6月 日

私は、2022年6月28日開催の関西電力株式会社第98回定時株主総会（継続会または延会を含む。）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	株主からのご提案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

株主からのご提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対してまいります。第5号議案の下の「株主からのご提案に賛成の場合は「賛」に○印をご表示願います。」

関西電力株式会社

会社提案

第1号議案から第4号議案までは、会社提案であります。

株主提案

第5号議案から第30号議案までは、株主からのご提案によるものです。当社取締役会はそのいずれにも反対しております。

● 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

● 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由をご通知いただくことが必要となりますのでご了承ください。

● 相反する議案の取扱い

第1号議案と第11号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案および第11号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされると、第1号議案および第11号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意ください。また、ご留意いただけますようお願い申し上げます。

[記入例]

会社提案・取締役会意見に **ご賛同いただける** 場合

会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案 <small>(ただし、次の候補者を除く。)</small>
	賛	賛	賛	
	否	否	否	

(ご注意)

株主からのご提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第5号議案以下につき、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に、株主からのご提案に賛成の場合は「賛」に○印をご表示願います。

関西電力株式会社

株主からのご提案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否
	第18号議案	第19号議案	第20号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

会社提案および当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、記入例にございますように株主からのご提案につきましては、「否」に○印をお願いいたします。

- ▶ 会社提案に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。
- ▶ 株主提案に反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。

会社提案・取締役会意見に **反対される** 場合
または、**議案毎にご判断いただく** 場合

会社提案・取締役会意見に反対の場合

会社提案	第1号議案	第2号議案
	賛	賛
	否	否

株主からのご提案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否
	第18号議案	第19号議案	第20号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

- ▶ 会社提案に反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。
- ▶ 株主提案に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。

議案毎にご判断いただく場合

会社提案	第1号議案	第2号議案
	賛	賛
	否	否

株主からのご提案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否
	第18号議案	第19号議案	第20号議案
	賛	賛	賛
	否	否	否

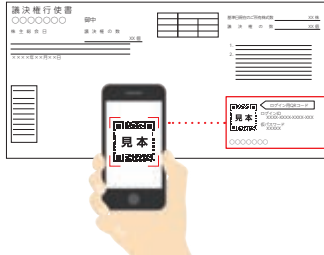
- 議案毎に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。
- ▶ 賛否を検討いただき、▶ 反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンから

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



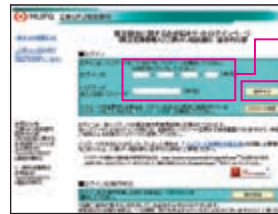
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

QRコードを用いて再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「パソコンから」をご確認ください。

パソコンから

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)


- ・書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(議決権電子行使プラットフォームについて)

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

インターネットによるライブ配信のご案内

当社の株主総会の模様をご自宅等でもご覧いただけるよう、株主さまに限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。

配信日時	2022年6月28日（火）午前10時から株主総会終了時まで （午前9時30分からアクセスが可能となります。）			
視聴方法	<p>(1) パソコン、スマートフォン等で次のURLまたはQRコードを使い、 「第98回定時株主総会 [ライブ配信] 」にアクセスしてください。</p> <div data-bbox="379 508 1188 553" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html</div> <p>※当社ホームページからアクセスする場合 「ホームページ」→「IR情報」→「株主のみなさまへ」→「株主総会」</p> <p>(2) IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、IDおよびパスワードをご入力しご視聴ください。</p> <table border="1" data-bbox="379 692 1070 737"><tr><td style="width: 30%;">ID</td><td style="width: 30%;">パスワード</td><td style="width: 40%;">（半角英数字）</td></tr></table> 	ID	パスワード	（半角英数字）
ID	パスワード	（半角英数字）		
ご視聴に 当たっての ご注意事項	<ul style="list-style-type: none">● 事業報告等、報告事項に係る動画につきましては、準備完了次第、上記の当社ウェブサイトにて配信いたします（6月中旬頃の予定）。また、株主総会当日は、開会前の午前9時20分頃から会場で上映いたします（株主総会では上映いたしません。）。● ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。ご視聴いただくためのプロバイダへのインターネット接続料金および通信事業者への通信用料（電話料金）は株主さまのご負担になります。● 株主のみなさまのプライバシーに配慮いたしまして、配信映像は、議長席および役員席付近のみとさせていただきます。● 配信される映像をご視聴される株主さまにおかれましては、会社法上、株主総会にご出席されていることにはなりませんので、株主総会当日の議決権行使等はできません。あらかじめ書面またはインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。● 万一何らかの事情により映像配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。			

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

議案および参考事項

〈会社提案(第1号議案から第4号議案まで)〉

第1号議案から第4号議案までは、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2021年度の業績および2022年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額22,332,553,400円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日（水曜日）

第2号議案 定款の一部変更の件 (1)

1. 変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社といたしましては、遠隔地の株主さま等、多くの株主さまが出席可能となることなどから、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症拡大や自然災害を含む大規模災害の発生、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主のみなさまの利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第14条に所要の変更を行うものであります。

株主総会の開催方法については、開催の都度、株主のみなさまの権利および利益を最優先に考え、取締役会にて審議のうえ、決定いたします。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

なお、当該変更に当たり、株主のみなさまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(招集の時期及び招集者) 第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要がある場合に、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。	(招 集) 第14条 (第1項 現行どおり)
2 前項により定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。	2 (第2項 現行どおり)
	3 <u>本会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> <本項新設>

第3号議案 定款の一部変更の件 (2)

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 変更定款案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更定款案第15条第2項は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面交付請求をした株主さまに交付する書面に記載しないことができる旨の規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><本条削る></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p><u>(株主総会資料の電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令により、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことが認められている事項の全部又は一部を同書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: right;"><本条新設></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の定款第15条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p style="text-align: right;"><本条新設></p>

第4号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（14名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は指名委員会が決定しており、「当社の指名方針」に照らし、全ての候補者が要件を満たしていることを確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	就任予定の地位	現在の地位
1	再任 社外 独立 さかき ぼら さだ ゆき 榊 原 定 征	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員
2	再任 社外 独立 おき はら たか むね 沖 原 隆 宗	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員
3	再任 社外 独立 こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員長
4	再任 社外 独立 さ さ き しげ お 佐々木 茂 夫	取締役 監査委員会委員	取締役 監査委員会委員
5	再任 社外 独立 か が あつ こ 加 賀 有津子	取締役 報酬委員会委員	取締役 報酬委員会委員 監査委員会委員
6	再任 社外 独立 とも の ひろし 友 野 宏	取締役 監査委員会委員長	取締役 監査委員会委員長
7	再任 社外 独立 たか まつ かず こ 高 松 和 子	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	取締役 指名委員会委員
8	再任 社外 独立 ない とう ふみ お 内 藤 文 雄	取締役 監査委員会委員	取締役 監査委員会委員

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号	氏名	就任予定の地位	現在の地位
9	再任 もり 森 のぞむ 望	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役副社長
10	再任 いな だ こう じ 二 稲 田 浩 二	取締役 (他の地位は未定)	取締役 代表執行役副社長
11	新任 にし ざわ のぶ ひろ 西 澤 伸 浩	取締役 (他の地位は未定)	執行役 常務
12	再任 すぎ もと やすし 杉 本 康	取締役 監査委員会委員	取締役 監査委員会委員
13	再任 しま もと やす じ 島 本 恭 次	取締役 監査委員会委員	取締役 監査委員会委員

取締役会の役割

取締役会は、多様で幅広いステークホルダーの立場を踏まえたうえで、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、「企業戦略等の大きな方向性を示すこと」、「執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」、「独立した客観的な立場から、経営に対する実効性の高い監督を行うこと」が主要な責務と考えております。

これらの責務を果たすため、取締役会では多様かつ活発な議論が行われなければならない。取締役会は、指名委員会で定めた「取締役候補者の指名を行うに当たっての方針」および「取締役会の構成に関する考え方」に則り、豊富な経験や識見等を有し、かつ、多様な人材で構成される必要があります。

さらに、社外取締役を中心とした外部の客観的な視点による監督機能への期待から、社外取締役ににおいては、指名委員会で定めた「社外取締役の独立性基準」に則り、高い独立性を有した人材である必要があります。また、取締役会議長および各委員会委員長は独立社外取締役といたします。

当社の指名方針

○取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

当社取締役には、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、率先して、コンプライアンスを重視し、自らの職務の執行を律することを求めています。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などを含む多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行うとの観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担うとの観点から、独立性を有していることも確認いたします。

○取締役会の構成に関する考え方

取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築いたします。

この考えに基づき、取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などを含む多様性を踏まえ、必要かつ適正な体制とし、経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する幅広い分野からの独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により構成いたします。

適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、取締役会を構成する取締役の員数は、20名以内とし、その過半数を独立社外取締役といたします。

○社外取締役の独立性基準

株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が独自の独立性基準を策定しており、当該基準に照らして、社外取締役の独立性を判断いたします。

<社外取締役の独立性基準>

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記1～3までに掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

取締役候補者のスキル・マトリックス

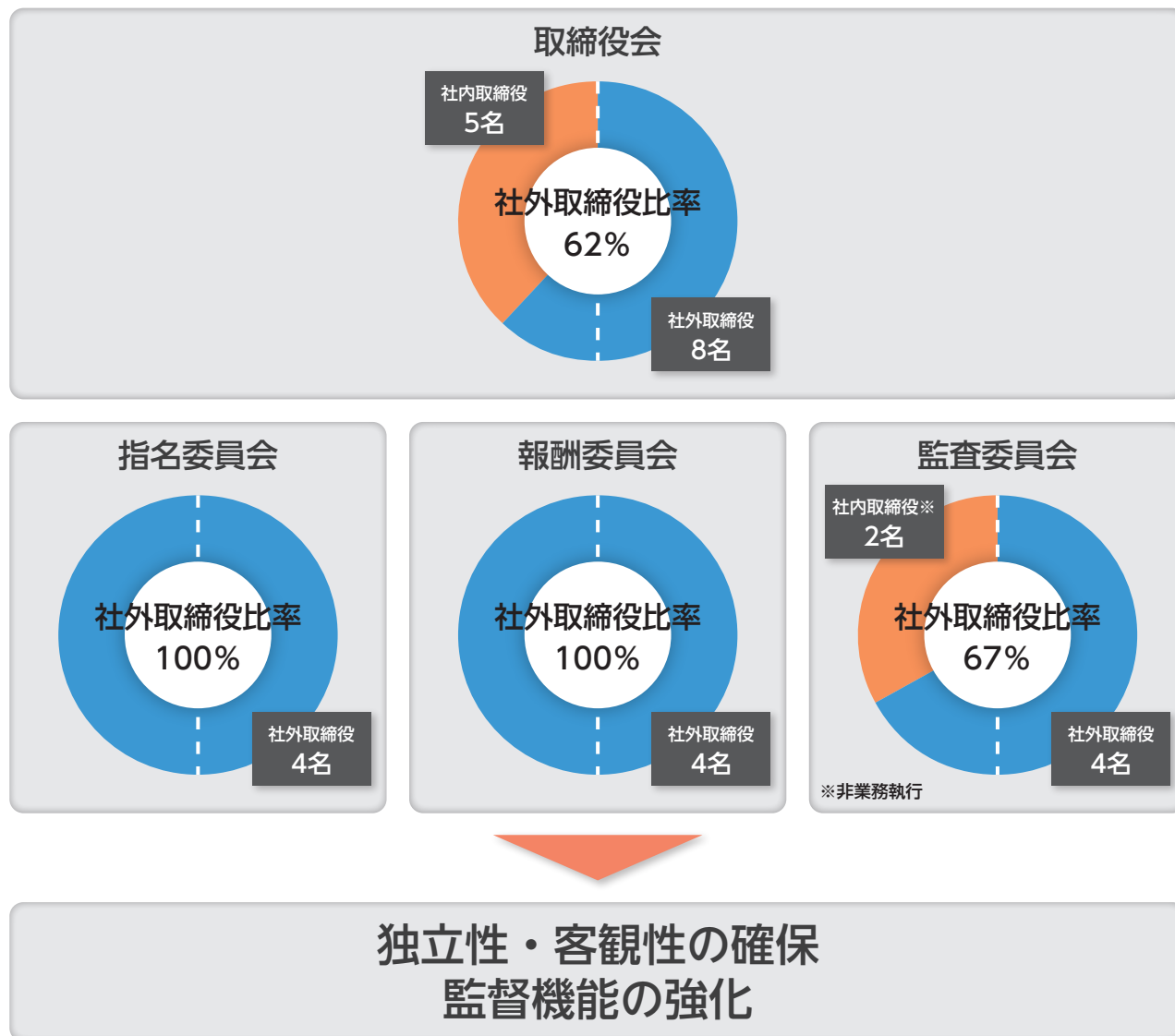
指名委員会が選定した当社の取締役会が有すべき経験や識見、および取締役候補者のスキルの保有状況は、次のとおりであります。

具体的には、株式会社東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに照らし、会社の経営監督上の基本スキルとして、「経営経験」、「ガバナンス・リスクマネジメント」、「財務・会計」、「法務・コンプライアンス」を選定するとともに、当社の重要課題に照らし、特に必要なスキルとして、「テクノロジー」、「産業政策」、「広報戦略」、「グローバル経験」、「販売・マーケティング」を選定しております。

取締役	経営経験	ガバナンス・ リスクマネジメント	財務・会計	法務・ コンプライアンス	テクノロジー	産業政策	広報戦略	グローバル 経験	販売・ マーケティング
榎 原定 征	●	●			●	●		●	
沖 原 隆 宗	●	●	●					●	●
小 林 哲 也	●	●					●		●
佐々木 茂 夫		●		●					
加 賀 有津子					●	●			●
友 野 宏	●	●			●			●	
高 松 和 子	●						●	●	
内 藤 文 雄		●	●						
森 望	●				●	●			
稲 田 浩 二	●				●	●			
西 澤 伸 浩		●	●						
杉 本 康		●	●						
島 本 恭 次	●				●				

取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



候補者番号

1

さかきばら さだゆき

榊原 定征

(生年月日) 1943年3月22日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2002年6月 東レ株式会社 代表取締役社長
2010年6月 同社 代表取締役会長
2014年6月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長
2014年6月 東レ株式会社 取締役会長
2015年6月 同社 相談役最高顧問
2017年6月 同社 相談役
2018年5月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長（現在に至る）
2018年6月 東レ株式会社 特別顧問（2019年6月 退任）
2020年6月 関西電力株式会社 取締役会長（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100%（12/12回）
- ・指名委員会
100%（7/7回）
- ・報酬委員会
100%（3/3回）

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

〔重要な兼職の状況〕

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・株式会社ニトリホールディングス 社外取締役
- ・株式会社産業革新投資機構 社外取締役取締役会議長

●取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月、当社の取締役会長に就任以降、取締役会議長、指名委員会委員長として取締役会および指名委員会の議事運営を主導するとともに報酬委員会委員としても、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮することを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、榊原氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※榊原氏の2021年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

2

おきはら たかむね

沖原 隆宗

(生年月日) 1951年7月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2004年 5月 株式会社U F J 銀行 代表取締役頭取
 2004年 6月 株式会社U F J ホールディングス 取締役
 2005年10月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ
 常務執行役員（2008年4月 退任）
 2006年 1月 株式会社三菱東京U F J 銀行 代表取締役副頭取
 2008年 4月 同社 代表取締役副会長
 2010年 6月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ
 代表取締役会長（2014年6月 退任）
 2014年 5月 株式会社三菱東京U F J 銀行 特別顧問
 2014年 6月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）
 2018年 4月 株式会社三菱U F J 銀行 特別顧問（行名変更）
 （現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100%（12／12回）
- ・指名委員会
100%（7／7回）
- ・報酬委員会
100%（3／3回）

取締役在任年数

8年 ※本総会最終結時

【重要な兼職の状況】

- ・株式会社三菱U F J 銀行 特別顧問
- ・株式会社オービックビジネスコンサルタント 社外取締役
- ・一般社団法人日本ABC協会 会長

●取締役候補者とした理由

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱U F J フィナンシャル・グループにおいて要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2014年6月以降、社外取締役として、また、2020年6月以降、指名委員会委員および報酬委員会委員として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割や、新たに就任する監査委員会委員として監査機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、沖原氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※沖原氏の2021年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

こばやし てつ や
小林 哲也

(生年月日) 1943年11月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2007年6月 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長
2015年4月 近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役会長
2015年4月 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役会長
2015年6月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）
2018年5月 公益社団法人関西経済連合会 副会長（現在に至る）
2019年6月 近畿日本鉄道株式会社 取締役（現在に至る）
2020年6月 近鉄グループホールディングス株式会社
代表取締役会長グループCEO（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
83% (10/12回)
・指名委員会
71% (5/7回)
・報酬委員会
100% (3/3回)

取締役在任年数

7年 ※本総会終結時

【重要な兼職の状況】

- ・近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役会長グループCEO
- ・株式会社近鉄エクスプレス 社外取締役
- ・株式会社近鉄百貨店 取締役
- ・近畿日本鉄道株式会社 取締役
- ・近鉄不動産株式会社 取締役
- ・KNT-CTホールディングス株式会社 取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●取締役候補者とした理由

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している近鉄グループにおいて要職を歴任するなど、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、2015年6月以降、社外取締役として、また、2020年6月以降、報酬委員会委員長として報酬委員会の議事運営を主導するとともに、指名委員会委員としても、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、小林氏が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※小林氏の2021年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

さ さ き し げ お

佐々木 茂夫

(生年月日) 1944年10月12日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2006年 5月 大阪高等検察庁 検事長（2007年 7月 退官）
 2007年 8月 弁護士登録（現在に至る）
 2019年 6月 関西電力株式会社 社外監査役
 2020年 6月 同社 社外取締役（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100%（12／12回）
 ・監査委員会
100%（16／16回）

取締役在任年数

2年（他に監査役1年）
 ※本総会終結時

〔重要な兼職の状況〕

- ・弁護士法人御堂筋法律事務所 客員弁護士
- ・岩井コスモ証券株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

大阪高等検察庁検事長その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍しており、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、法曹として、また、経営監督において経験豊富であり、2019年6月以降は、社外監査役として、また、2020年6月以降は、社外取締役および監査委員会委員として、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

佐々木氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※佐々木氏の2021年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

か が あ つ こ
加賀 有津子
(生年月日) 1963年9月21日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年4月 株式会社プラス・ワン 取締役（1989年3月 退任）
2002年4月 大阪大学大学院工学研究科 助教授
2007年4月 同大学院工学研究科 准教授
2009年4月 同大学院工学研究科 教授（現在に至る）
2019年6月 関西電力株式会社 社外監査役
2020年6月 同社 社外取締役（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
92% (11/12回)
・報酬委員会
100% (3/3回)
・監査委員会
81% (13/16回)

取締役在任年数

2年（他に監査役1年）
※本総会終結時

〔重要な兼職の状況〕

・大阪大学大学院工学研究科 教授

●取締役候補者とした理由

民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍しており、2019年6月以降は、社外監査役として、また、2020年6月以降は、社外取締役、報酬委員会委員および監査委員会委員として、学識経験者の幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、加賀氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※加賀氏の2021年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

とも の ひろし

友野 宏

(生年月日) 1945年7月13日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2005年6月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長
 2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
 2014年4月 同社 代表取締役副会長
 2015年4月 同社 取締役相談役
 2015年6月 同社 相談役
 2019年4月 日本製鉄株式会社 相談役（社名変更）
 2020年6月 同社 社友（現在に至る）
 2020年6月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (12/12回)
 ・監査委員会
100% (16/16回)

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

〔重要な兼職の状況〕

- ・住友化学株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、監査委員会委員長として監査委員会の議事運営を主導するとともに、社外取締役としても、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、友野氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※友野氏の2021年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

7

たかまつ かず こ

高松 和子

(生年月日) 1951年8月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

- 2003年4月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社
代表取締役
- 2008年10月 ソニー株式会社 V P 環境推進センター長
(2012年3月 退職)
- 2013年4月 公益財団法人21世紀職業財団 業務執行理事兼事務局長
- 2020年4月 同財団 業務執行理事 (2020年6月 退任)
- 2020年6月 関西電力株式会社 社外取締役 (現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会
100% (12/12回)
- ・指名委員会
100% (7/7回)

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

〔重要な兼職の状況〕

- ・日立造船株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役および指名委員会委員として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割や、新たに就任する報酬委員会委員長として持続的な経営体制強化に向けてリーダーシップを発揮できるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※高松氏の2021年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

8

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1990年 4月 神戸大学経営学部 助教授
 1997年 4月 同大学経営学部 教授
 1999年 4月 同大学大学院経営学研究科 教授
 2006年 4月 同大学 名誉教授（現在に至る）
 2006年 4月 甲南大学経営学部 教授（現在に至る）
 2020年 6月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100%（12／12回）
 ・監査委員会
100%（16／16回）

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

〔重要な兼職の状況〕

- ・神戸大学 名誉教授
- ・甲南大学経営学部 教授

●取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役および監査委員会委員として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、内藤氏が過去に業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

※内藤氏の2021年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

9

もり のぞむ

森 望

(生年月日) 1962年6月6日

再任

当社株式の所有数 3,550株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1988年4月 関西電力株式会社入社
2018年6月 同社 執行役員電力需給・取引推進室長
2019年7月 同社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、
需給企画・電力取引部門統括
2019年10月 同社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、
地域エネルギー本部長
2020年6月 同社 執行役常務
2021年6月 同社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
ソリューション本部、ガス事業本部、
再生可能エネルギー事業本部、水素事業戦略室担当

会議出席率

・取締役会
100%（10/10回）

●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、再生可能エネルギー事業および水素事業の戦略や、販売戦略に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上にも貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

いなだ こうじ

稲田 浩二

(生年月日) 1960年3月9日

再任

当社株式の所有数 17,200株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1984年4月 関西電力株式会社入社
2013年6月 同社 執行役員総合企画本部副本部長、
CSR・経営管理部門統括、
原子力・安全品質推進部門統括
2015年6月 同社 執行役員総合企画本部 本部事務局長代理、
総合企画本部副本部長、
CSR・経営管理部門統括、
原子力・安全品質推進部門統括
2016年6月 同社 常務執行役員経営企画室担当、IT戦略室担当
2018年6月 同社 取締役常務執行役員
2019年6月 同社 代表取締役副社長執行役員
2020年6月 同社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、立地室担当

会議出席率

・取締役会
100%（12/12回）

〔重要な兼職の状況〕

- ・東洋テック株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

主にIT部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役に就任以降、電力需給・取引推進室担当、IT戦略室担当、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当、行為規制担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、2050年の事業活動に伴うCO₂排出ゼロ（ゼロカーボン化）に向けた取組みの方向性や、電気事業の諸制度を踏まえた対応の方向性に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上にも貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

招集し通知

議決権行使のご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告書

候補者番号

にしざわ のぶひろ

11

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日

新任

当社株式の所有数 19,000株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1982年4月 関西電力株式会社入社
2016年6月 同社 執行役員経理室長
2019年6月 同社 常務執行役員調達本部長、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当
2020年6月 同社 執行役常務（現在に至る）
〔現在の担当〕
調達本部長、経理室担当

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

すぎもと やすし

杉本 康

(生年月日) 1955年4月23日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 30,400株
当社との特別の利害関係 なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1978年4月 関西電力株式会社入社
 2007年6月 同社 執行役員東京支社長
 2010年6月 同社 執行役員経理室長
 2014年6月 同社 取締役常務執行役員
 2019年6月 同社 常任監査役
 2020年6月 同社 取締役（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (12/12回)
 ・監査委員会
100% (16/16回)

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2014年6月に取締役に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2019年6月以降は、常任監査役として当社の監査を、2020年6月以降は、取締役として経営を、また、監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

しまもと やす じ

島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 20,402株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1983年4月 関西電力株式会社入社
2014年6月 同社 執行役員火力事業本部副事業本部長、
火力運営部門統括、原子力事業本部副事業本部長
2016年6月 同社 常務執行役員火力事業本部長
2017年6月 同社 取締役常務執行役員
2020年6月 同社 執行役常務
2021年6月 同社 取締役（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (10/10回)
・監査委員会
100% (13/13回)

【重要な兼職の状況】

・関西電力送配電株式会社 監査役

●取締役候補者とした理由

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に常務執行役員に就任以降、火力事業本部長、研究開発室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。2021年6月以降は、取締役として経営を、また、監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

(注) 1. 榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、社外取締役候補者であります。

2. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。

3. 友野宏氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。

4. 当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題について、2020年3月14日に、第三者委員会の調査報告書を受領し、当社グループの役職員による金品の受取り、不適切な発注行為等およびガバナンスの脆弱性が認められました。

また、第三者委員会の調査報告書において、一部の役員の退任後、囑託等の業務を委嘱する際の報酬について、「金品受取り問題に関する修正申告時の追加納税分」や「過去の経営不振時の役員報酬削減分」を補填する趣旨が含まれていると指摘されました。なお、支給済みの囑託等報酬については、全額の返還を受けております。

これらの問題により、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、同年3月30日に、再発防止に向けた業務改善計画を経済産業大臣に提出しました。

その後、当社やグループ会社3社における追加の事実が判明し、同年10月6日に、電気事業法第106条第3項に基づく追加報告を行いました。

さらに、金品受取り問題に係る個別の発注等について監査委員会委員等から指摘があり、本年4月に、コンプライアンス委員会から、当時の発注プロセス等において、コンプライアンス上の問題があった旨の報告を受領しました。報告の指摘、提言を真摯に受け止め、これまでの業務改善計画の枠組みで必要な施策を追加し、取組みを強化してまいります。

当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、再発防止に向けた業務改善計画の実行状況の検証等に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。

5. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。

榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿（アスベスト）が含まれており、自主回収を行ったという事実がありました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

小林哲也氏が株式会社近鉄百貨店の取締役として在任中の2018年10月に、同社は、優待ギフト送料の額の引上げに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

佐々木茂夫氏が株式会社神戸製鋼所の社外監査役として在任中に、同社およびそのグループ会社において公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為など、同社グループが提供する製品、サービスに関する不適切な行為が行われていたことが、2017年10月に公表されました。同氏は、問題の判明時には社外監査役を退任しており、また、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、企業としてのあるべき姿について、あるいは法令遵守の視点に立った提言、注意喚起を行うなど、その職責を果たしております。

6. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、沖原隆宗氏は8年、小林哲也氏は7年、榊原定征、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は2年であります。

なお、佐々木茂夫および加賀有津子の両氏は、社外取締役の就任以前に社外監査役であり、両氏とも在任年数は1年であります。

7. 当社は、全ての社外取締役候補者との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

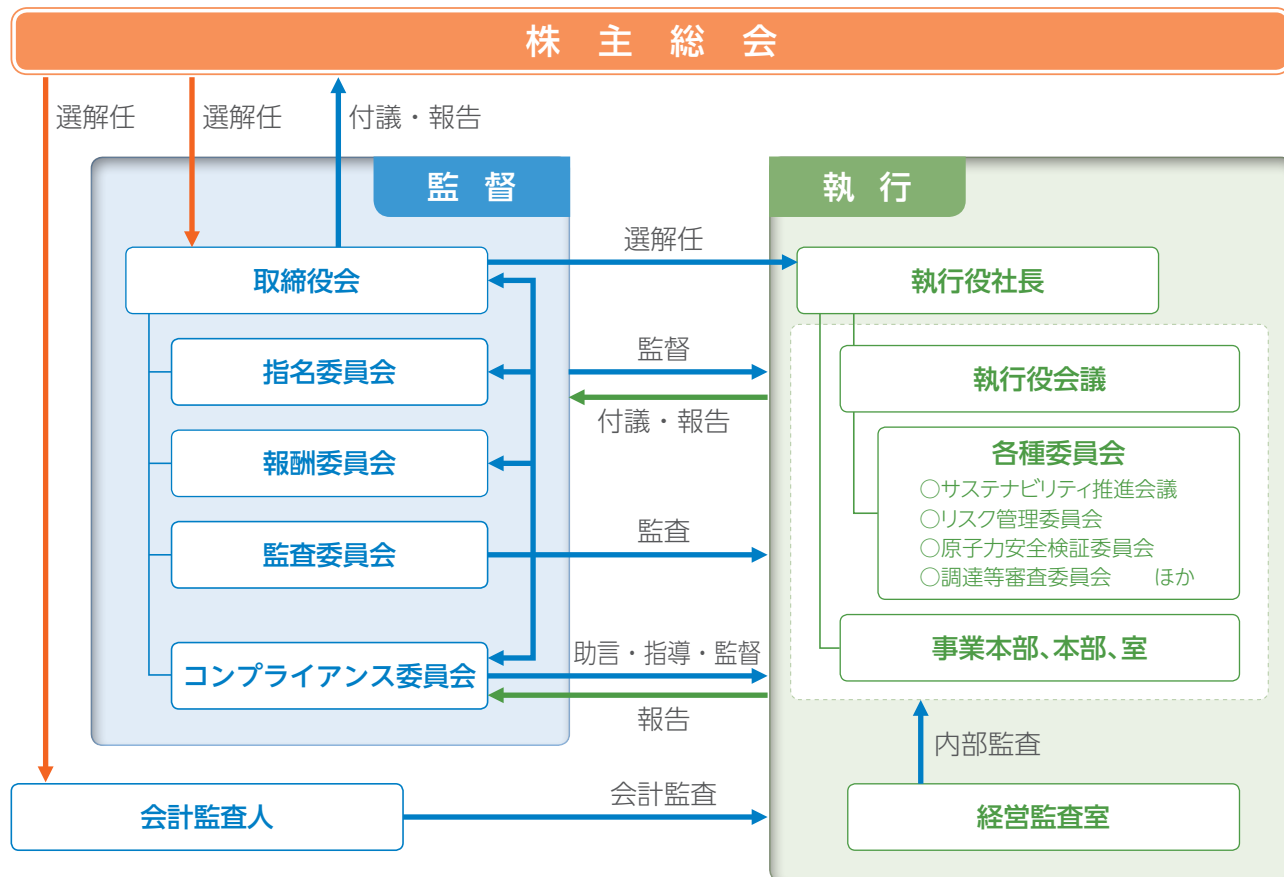
9. 本議案が可決された場合、各委員会の構成を次のとおりとする予定であります。

指名委員会	榊原定征（委員長）、沖原隆宗、小林哲也、高松和子
報酬委員会	高松和子（委員長）、榊原定征、小林哲也、加賀有津子
監査委員会	友野宏（委員長）、沖原隆宗、佐々木茂夫、内藤文雄、杉本康、島本恭次

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、77頁から79頁に記載しております。

<株主からのご提案全般に対する取締役会の意見>

第5号議案から第30号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
取締役会としては、第5号議案から第30号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、ゼロカーボン社会の実現に向けた考え方、原子力発電に対する考え方および安全性、取締役および執行役の報酬に関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、S（安全確保）を大前提に、全ての電気をゼロカーボン化し、3E（安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性）を同時に達成する電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。具体的には、再生可能エネルギーの主力電源化だけではなく、原子力の最大限活用、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用およびこれらの取組みを支えるための最適な電力系統の実現によりCO₂排出量削減を着実に進めます。

さらには電化や蓄電池などの多様なソリューションの提案により、お客さまや社会のみなさまとともに、社会全体のCO₂排出量も削減してまいります。

原子力発電については、S＋3Eの観点から最大限活用が必要と考えておりますが、その安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、立地地域のみなさまのご理解を賜わりながら、早期に再稼動するとともに、安全最優先で運転・保身に万全を期してまいります。

取締役および執行役の報酬については、事業報告において、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の区分ごとに総額を開示しております。さらに、経営の透明性を一層高める観点から、2021年度の期末時点において在籍していた社内取締役を支給した個別報酬額を開示しております。また、取締役および執行役の基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の支給割合ならびに業績連動報酬の役位別基準額および算定方法も開示しております。

なお、業務執行に関する定款変更議案を多数いただいておりますが、業務執行は取締役会および取締役会から委任を受けた執行役が、機動的かつ柔軟に行う必要があることから、これらについて定款で定めることは適当ではないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

〈株主(30名)からのご提案(第5号議案から第10号議案まで)〉

第5号議案から第10号議案までは、株主(30名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(30名)の議決権の数は、459個であります。

第5号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「本公司は、次の事業を営むことを目的とする。」を「本公司は人類社会の持続可能性と健全な生態系を維持するため、脱原発・脱炭素化を進めるとともに、再生可能エネルギーを主としつつ、次の事業を営むことを目的とする。」に変更する。

▼提案の理由

定款第2条は事業目的を定めたものとされているが、実際には当社の事業内容の羅列となっているため、事業目的として加えることを提案する。

当社は2021年2月「ゼロカーボンビジョン2050」で、CO₂排出を2050年までに全体としてゼロとする目標を定めた。しかし、2030年における削減目標は明示されておらず、原発を最大限活用するとしている。事故時の賠償や、訴訟が、経営リスクである。ウクライナでは原発が軍事目標となるリスクが顕在化した。また、原発のリスク・コストは、気候変動と同様、社会に不公正をもたらしている。例えば、事故や放射性廃棄物管理のコスト・リスクを負担するのは将来世代である。事故賠償費用の積み立て不足分、廃炉に伴う費用等が、託送料金で回収されており、原発の電力を購入していない需要家も負担している。脱原発は、このような不公正への関与をなくし、当社の信頼と事業の予見性を回復することにも繋がる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしており、2025年度には2030年度に先駆けて発電によるCO₂排出量の半減を目指してまいります。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化だけでなく、確立した脱炭素技術である原子力発電の活用が不可欠であると考えており、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き最大限活用するとともに、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭においた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその其他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

金品受領問題に関わる第三者委員会の報告書は、外部の視線の欠如や、コンプライアンスよりも業績や事業活動を優先する内向きの企業体質に根本的な原因があると指摘している。そこで、株主総会の審議内容を公開することを提案する。総会において株主が発言した内容を議事録で確認できることは、対話の基本的な条件である。株主が総会で発言した内容が、役員に正しく伝わっているのかどうかを議事録より確認できることも重要である。ところ

が、現在作成されている議事録は役員が発言を要約したものであり、株主の質問が具体的に記載されていない。そのため議事録の改善を求める。

また、議事録開示の手続きは煩雑で、株主でない市民には入手することができない。総会内容は当社の株主と市民に対しても開示する必要がある。株主にも、経営の改善に向けて真摯に討議を行い、それを市民に説明する責任がある。これは当社への信頼を回復することにも繋がるものである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

したがって、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

第40条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社への不信を解消していくためには、日常の対話、情報開示が重要である。当社は、「関西電力グループ行動憲章」を定め、情報発信、直接対話などに取り組むとしているが、更なる情報の開示や納得のできる説明が求められる。

昨年の株主総会で役員は、心を病んで休む社員128人、パワハラは年間数件と回答した。社内では明らかにしているが、株主への回答に10数年の歳月を要しているのが現状である。また、最高意思決定機関である株主総会で役員の答弁へ再質問出来ないことで対話が深まらない。

当社は、株主総会以外での直接対話も忌避しており、対話の実施状況も公表していない。

役員は、法的要求を満たしているから問題ない旨の答弁をしてきたが、市民・株主はまず対話の実現を求めている。そのため、利害関係者の関心・意見を把握して対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、適正な情報開示と対話を重要と考えており、昨年3月に策定した「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を定め、記者発表等を通じた積極的な情報発信や、ホームページ・SNS等を通じた社会のみならずとのコミュニケーションにより、社会に対する説明責任を誠実に果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

第41条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

設備や人材への不適切な投資が当社の競争力の基盤を損ねてきた。技術力の維持・向上が課題であり、人材の確保・育成・訓練の改善が求められる。設備を支えるのは人であるが、若年者の退職など、人材の喪失が懸念される。協力会社の工事力低下も、災害対応や突発的な工事への敏速な対応を困難にしている。

成果型賃金体系の弊害が顕在化し、従業員のやりがい、モチベーション低下がみられる。役員による金品授受など、経営が私物化されてきた結果、従業員のモラルを著しく低下させてきた経緯があり、経営改革の実効性が問われている。また、労働者の再雇用を推進しながら、賃金が極端に低下する待遇の不平等がある。人は減るも仕事量は変わらない。不適切な合理化により、精神疾患の件数は減らず、障害者にも差別的待遇が残っている。この状況を改善しなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、中期経営計画におけるESGの主な取組みでお示ししているとおり、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化および人財育成・確保の強化を重要と考えており、これまでも設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでまいりましたが、高経年化設備の計画的な改修や、平時における関係者間の連携強化も含めた大規模自然災害への対応等、より強靱な設備・体制を構築するよう取組みを進めてまいります。

また、従業員と経営層との間でのコミュニケーションを深めるなど、従業員一人ひとりの意欲・やりがいに配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人財育成を進めるとともに、働き方改革・健康経営を推進するなど、人財基盤の強化を進めております。

しかしながら、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

第42条 本会社の社会的責任を果たすため、関西電力グループとして国内外の石炭火力発電関連の事業から撤退する。石炭火力発電所の廃止を進め、他社からの石炭火力由来の電力調達をしない。

▼提案の理由

IPCCは2021年8月、第6次評価報告書WG1報告書で、既に気候変動が進行しており、世界が緊急に脱炭素化を加速させる必要があることを警告した。世界では石炭火力ゼロを表明する国・地域が増加し、保険・金融業界・商社も石炭火力発電を経営リスクとし、投資撤退の流れが大きくなっている。ロシアのウクライナ侵略など国際紛争等に伴う石炭価格上昇や、公害をめぐる各地での訴訟なども座礁資産化のリスクとなっている。また、気候変動そのものが災害リスクを高め、防災・復旧コスト要因である。

当社はグループ全体で国内外の石炭火力発電所を建設し、石炭火力由来の電気を購入し続けている。世界が目指しているだけでなく、当社が自らも掲げたSDGs（持続可能な開発目標）や、気候変動抑止の理念に反する経営となっており、「未来を奪うな」と若者の非難を受けている。現在の技術で脱炭素化を目指すよう経営方針を大転換すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、当社グループとして策定した「ゼロカーボンビジョン2050」でお示ししているとおり、火力のゼロカーボン化に取り組んでおり、国内外の石炭火力については、当該国の政策に適合しかつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後新規計画を行わないこととしております。

また、既設石炭火力については、国の政策動向を踏まえて、適切に対応していくとともに、ゼロカーボンロードマップに則り、ゼロカーボン燃料の活用やCCUS技術（排ガスからCO₂を回収し、有効利用または地中等に貯留する技術）の導入など様々な検討を進めてまいります。

他社から調達する電力についても、契約先と連携を図りながら、2050年ゼロカーボンの実現に向けた取組みを進めてまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第10号議案 定款一部変更の件 (6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

第43条 本会社の社会的責任を果たすため、当社は「職場のジェンダー平等」のため、男女別賃金や管理職における男女比など性差別について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その実態を毎年公表し、その改善に努める。

▼提案の理由

当社も参加推進するSDGsは、2030年の目標達成にむけ加速している。目標の5番目「ジェンダー平等」では、「政治、経済、公共分野あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会確保」を求めている。日本政府も目標達成に向け、社会のあらゆる部面における女性の登用を推進している。さらに、最も男女間格差の著しい賃金については、企業に男女別賃金水準の公表を義務付ける検討に入り、2023年にも実施し、格差是正の取組を促す方針を決めている。

当社でも、女性の昇格が遅い傾向があり、役職付きの女性も少ない。賃金を公表するだけでなく、あらゆる性差別の解消、参画の機会の均等化が求められる。

当社が率先して格差解消の取組と実態を情報開示することで、当社の社会的責任に対処する意思を示すことができる。より優秀かつ多様な人材を確保することを通じて、企業価値を高めることにも繋がる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ ダイバーシティ&インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

〈株主(104名)からのご提案(第11号議案から第17号議案まで)〉

第11号議案から第17号議案までは、株主(104名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(104名)の議決権の数は、866個であります。

第11号議案 剰余金処分の件

▼提案の内容

当期末における剰余金の配当について、会社側提案より1株あたり1円多くする。

▼提案の理由

今年2月発表の電気事業連合会の計画では、2022年から24年の3年間、核爆弾の材料でもあるプルトニウムをMOX燃料として消費するのは当社の高浜原発だけだ。MOX燃料を普通の原子炉で燃やすプルサーマルはより危険でコストも高く、しかも使用済MOX燃料を持っていくところはない。そんな誰もやりたがらないプルサーマルをなぜ当社だけが行うことになっているのか。しかも当社は福井県に対し「使用済核燃料はすべて福井県から運び出す」ことを約束している。持って行き場のない使用済MOX燃料をどんどん増やしている当社は、福井県との約束を守る気がないとしか思えない。

貿易統計によれば、昨年のフランスからのMOX燃料の値段は1体当たり約11億円と第1回搬入時(1999年)の2倍以上となり、輸入ウラン燃料と比べると約11倍にもなった。プルサーマル計画を今すぐ破棄し、削減できたコストを株主の配当に回すことを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2021年度の業績および2022年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、第1号議案として提案しております剰余金の処分案が最適であると考えております。当社としては、中期経営計画に掲げる取組みにより、継続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

第12号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 森本 孝

▼提案の理由

福島原発事故の教訓をもとに改正された原子炉等規制法では、原発の運転は原則40年とされている。ところが当社は、運転開始から40年を超えた美浜3号、高浜1、2号で特例の稼働延長の許可や地元同意を取り、特重施設の工事を進めている。これら3炉は出力規模も小さく、多額の工事費をかけて新規規基準に適合させても工事費が回収できる保証はない。長年中性子を浴び続けた原子炉圧力容器など経年劣化した構造物で交換などの対策がかなわないものが多数あり、重大事故の危険性が高いと危惧されている。

森本社長は40年超え原発の再稼働の地元同意の取り付けにあたり、使用済燃料の中間貯蔵施設の福井県外立地を前提に、候補地を「2023年末を最終期限として確定する」と言明し、決められない場合は老朽3原発を止めると福井県知事に約束した。この約束を果たせる見込みは全く立っておらず、福井県民の民意を踏みにじっている。よって解任を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、新たに定めた経営理念のもと、関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）に掲げた取組みをグループ一丸となって進めるとともに、信頼の回復に向け、ガバナンス改革やコンプライアンス推進等の諸改革についても、その徹底に力を尽くしてまいりました。

その中で、安全・安定運転を大前提とした原子力7基体制の確立や原子燃料サイクルの確実な推進を含む経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任を求められる事由はありません。

なお、解任の対象とされている取締役は、本株主総会終了の時をもって退任いたします。

第13号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

（役員報酬の開示）

第30条の2 取締役、執行役の報酬は個別に開示する。

開示方法は定時株主総会における招集通知に記載し、コーポレートガバナンス報告書に掲載することとする。

▼提案の理由

3年前に発覚した原発マネー不正還流事件は、当社の役職員が原発立地地域の有力者や関連企業から多額の金品を受け取っていたもので、当社の信頼は根底から崩れ落ちた。この事件を調べた第三者委員会は、役員給与を勝手に補填したり、個人の所得税の追加分を会社が支払ったりしたことを明らかにした。公益企業である当社の役員がこっそりと私腹を肥やしていたことに市民の怒りが募り、3000人以上の人が元役員ら9名を告発した。いったん不起訴となったが、1338人がこれを不服として検察審査委員会に申し立てた。

また株主は裁判によって不正マネー事件の本質解明を目指しているが、被告の元役員らは「お金は預かっていただけ」と居直り、反省の声は聞こえてこない。

社外役員を増やし、お手盛りの報酬額決定を避けるために、指名委員会等設置会社に移行した当社であるならば、率先してすべての取締役、執行役の報酬を個別開示するべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、取締役会で決議したコーポレートガバナンス・ガイドラインに開示方針を定め、公表しております。具体的には、報酬等の額および決定に関する方針等を75頁から77頁およびコーポレートガバナンス報告書において開示しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

第14号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 原発事故避難計画実効性向上委員会

第44条 当委員会は自治体が作る原発事故時の避難計画を実効性のあるものとすることを目的とする。

第45条 委員は立地自治体及びP A Z（原発から5km圏内）、U P Z（5kmから30km圏内）の自治体の住民と、当社や原発利権と利害関係のない有識者などで構成する。

第46条 当委員会の承認がなければ、当社は原発を稼働しない。

▼提案の理由

原発事故時の避難計画の策定は、原発稼働に必須ながら明確な基準がない。避難訓練の後にも様々な指摘がなされているが改善の兆しがない。原発事故時に本当に住民を救えるのか、その実効性の担保が求められる。

- ① P A Zで避難指示が出るのは全面緊急事態になってからで、U P Zでは放射線レベルが上がってからとなる。
 - ② 避難経路が大雪や土砂災害で通行不能になる可能性が大きい。
 - ③ 避難時の車の渋滞、道路設備状況の悪化で長時間放射線に曝される可能性が大きい。
 - ④ 避難時の集合場所や中継所での放射線防護が難しい。スクリーニング用の建屋や水の確保、汚染水の排水処理が課題となる。全員が対象ではない。
 - ⑤ バス避難想定だが、運転手の確保が困難である。（被曝量の基準あり）
 - ⑥ 災害弱者と呼ばれる避難行動の困難な住民への配慮が不十分である。
 - ⑦ コロナ禍では、3密を避けての受け入れとなる。
- など問題山積だ。避難計画実効性向上委員会設置を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電については、安全確保を大前提に引き続き最大限活用してまいります。

避難計画については、国、自治体、原子力事業者が相互に連携、協力し、国および自治体が、新型コロナウイルス感染対策を含め、避難先、避難手段、避難経路の確保等、必要な対策を定めているものと承知しております。

当社は、避難時における移動手段や放射線防護資機材の支援、自治体主催の訓練への要員の派遣、感染症対策資機材の貸与等、国および自治体に対し必要な協力をを行い、災害時の更なる対応能力の向上に取り組んでおります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

第15号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 脱原子力ゼロカーボン

第47条 当社は原子力発電を稼働せずにゼロカーボンを実現する。

▼提案の理由

第6次エネルギー基本計画において、今後の主力電源として位置づけられているのは再生可能エネルギーだ。現在、太陽光や風力などの再生可能エネルギー（水力を除く）は当社の全電源のうち1%にも満たない。先日、再生可能エネルギー分野で大規模洋上風力発電を中心に2040年までに国内で新たに500万kWの電源開発を進める考えを明らかにした。

昨年、当社は「脱炭素」のために今後5年間で1兆円を超える投資を行うと発表した。しかしそのうち7150億円は原発の安全対策工事や改良工事などだ。一方で当社の原発7基全ての運転期間を60年まで延長しても、2050年の時点では2基しか残らない。当社には原発の新增設やリプレースを実行するために必要な経営的コントロールは持ち合わせていない。国に振り回されないためには、原発推進姿勢の見直しが必要だ。経営的な自由度がなく、不安定な原発を、今後当社は稼働しないことを提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化だけではなく、確立した脱炭素技術である原子力発電の活用が不可欠であると考えており、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き最大限活用するとともに、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 Eを念頭においた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 原子力由来の買電禁止

第48条 日本原子力発電株式会社との電力購入契約を結ばない。

▼提案の理由

2012年以降、当社は日本原電(株)から電力供給を全く受けていない。しかし、日本原電に対して、2017年までは年200億円以上、近年は約180億円以上の支払いを続けている。対価なき巨額の支払いを続けることは、株主として承服できるものではない。当社は北陸電力志賀原発からの電力供給契約を、昨年、終了させた。日本原電とは一年契約であるから、いつでも契約を変更することができる。まして日本原電は敦賀原発直下を通る断層データの書き換えを繰り返し、原子力規制委員会の信頼さえも失っている。東海第二原発にいたっては、安全対策費が予定より大幅に増えているばかりか、避難計画が不備として裁判所より、運転差し止めの決定が出されている。再稼働にあたっての地元同意の難航は必至である。当社は日本原電の大株主としての責務がある。日本原電を廃炉専業会社として再出発させ、廃炉業務契約を結ぶべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

日本原子力発電株式会社は、ゼロカーボンへの挑戦を掲げる当社にとって、非化石価値を有する電気を提供いただける重要なパートナーであります。また、敦賀発電所2号機については、新規制基準への適合性審査における原子力規制委員会の指摘に真摯に向き合い、信頼回復に努めていくとともに、再稼働に向けて全力で取り組んでいると認識しております。

当社は、事業運営における同社の重要性などを総合的に評価し、必要かつ適切な範囲で契約を締結しております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第17号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 再処理禁止

第49条 危険でコストも高く、核兵器の材料でもあるプルトニウムを生産する再処理を当社は行わない。

▼提案の理由

青森県六ヶ所村再処理工場は1993年に着工したが、25回目の延期で今年度上期竣工予定だ。しかしプルトニウ

ムを利用する計画だった高速増殖炉もんじゅは廃炉となり、プルトニウムを普通の原発で消費するプルサーマル計画もなかなか進まない。自民党総裁選候補河野太郎氏も指摘したように核燃料サイクル計画は破綻しており、停止するべきだ。

9電力会社と日本原電の所有するプルトニウムは41.5トン。再処理工場を動かし、さらに余剰プルトニウムを増やすことは許されない。

昨年11月末、米軍三沢基地のF16戦闘機が燃料タンクを住宅のすぐ近くに落下させ、地元の人たちを不安に陥れた。

12月には日本海溝・千島海溝沿いマグニチュード9の巨大地震の被害想定が発表された。六ヶ所村は震度6強との予想だが、再処理工場の基準地震動は700ガルだ。大手住宅メーカーの想定地震動（2000ガル以上）よりはるかに小さい。

再処理の禁止を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルについては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、重要と考えており、国のエネルギー基本計画に基づき、引き続き推進してまいります。

なお、再処理については、再処理工場およびプルサーマル炉等の稼動状況に応じて、必要な量だけ実施されるよう、使用済燃料再処理機構が計画を策定し、原子力委員会の見解を踏まえ、国により認可されるものであります。

また、日本原燃の再処理工場については、航空機落下や地震・津波等の自然現象も考慮に入れたうえで評価が行われ、2020年7月に原子力規制委員会から事業変更許可を得ております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(3名)からのご提案(第18号議案から第20号議案まで)〉

第18号議案から第20号議案までは、株主(3名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(3名)の議決権の数は、998,304個であります。

第18号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

〔第1章 総則〕に以下の条文を追加する。
(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、併せて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、公正な事業活動や適正な情報開示を重要と考えており、新たな経営理念のもとで定めた「関西電力グループ行動憲章」に掲げるとともに、グループの全役員が、本憲章の実践が自らの役割であると認識して率先垂範し、グループ全体への浸透を図っております。

本憲章では、「適時的確な情報公開・発信や、社会のみならずコミュニティの一層推進し、社会に対する説明責任を誠実に果たすことを通じて、透明性の高い開かれた事業活動を行う」ことを掲げており、社外取締役や社外委員等の外部の客観的な視点による指導監督のもと、適切な情報開示を行ってまいります。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

第19号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第50条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外の I P P ・コジェネ買取を含む M & A の強化等による供給力確保に

最大限努めるとともに、代替電源の確保は、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化だけではなく、確立した脱炭素技術である原子力発電の活用が不可欠であると考えており、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き最大限活用するとともに、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S+3Eを念頭においた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。また、水素の導入に向けては、ゼロカーボン水素の製造・輸送・供給、発電用燃料としての利用に取り組みます。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第20号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第55条 当社は、地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーを主力電源にした発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとする。

2 当社は、第2条に掲げる事業の実施を通じて、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案の理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、環境の保全と経済・社会の持続的発展へ貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠であり、「ゼロカーボンビジョン2050」で示した方向性を長期にわたる経営の根幹に据え、揺るぎなく取り組むとの会社としての決意を表明・位置づけるものとして、発電をはじめとするすべての事業活動のゼロカーボン化の実現、社会のゼロカーボン化への貢献を「定款」に記載するべきである。

このゼロカーボン化は、原子力に依存することなく、2030年までに国内における供給電力の再生可能エネルギーの比率を45%以上にするなどの再エネの最大限導入・主力電源化を軸に、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用により実現するべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現を重要と考えており、「ゼロカーボンビジョン2050」およびそれを実現するための道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとします。

その実現のために、再生可能エネルギーの主力電源化だけではなく、確立した脱炭素技術である原子力発電の活用が不可欠であると考えており、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き最大限活用するとともに、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S+3Eを念頭においた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

しかしながら、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(2名)からのご提案(第21号議案)〉

第21号議案は、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、724,793個であります。

第21号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第51条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電株式会社へ法的分離を行っているが、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、競争的な市場環境の実現を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

送配電事業の法的分離を含む改正電気事業法に基づく電力システム改革は、真にお客さまの利益につながる最適な電力システムの実現を目指しているものであります。

この最適な電力システムの実現のために、安全確保を大前提に、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S + 3 E を念頭においた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

また、送配電事業においても、これらの取組みを支えるために、最適な電力システムの実現を目指してまいります。加えて、中立性確保に係る行為規制を確実に遵守するための体制を整え、適切に対応しております。

当社は、発電部門または送配電部門の売却等は行わず、引き続き、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化に努めてまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(2名)からのご提案(第22号議案から第24号議案まで)〉

第22号議案から第24号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、315,436個であります。

第22号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発依存と安全性の確保)

第52条 本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

ウクライナにおける武力紛争での原子力施設への攻撃や福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかである。

原子力発電を最大限に活用するため、7基体制の確立やリプレースを見据えた次世代軽水炉等の検討が進められているが、原子力発電を脱炭素社会実現のための選択肢と捉えるのではなく、再エネを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第1項の電力供給体制が構築されるまでの間において原子力発電所を稼働する場合は、既設発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、再生可能エネルギーの主力電源化だけではなく、確立した脱炭素技術である原子力発電の活用が不可欠であると考えており、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き最大限活用するとともに、安定供給を含めたエネルギーセキュリティの確保や経済性、環境性を同時に達成する、S+3Eを念頭においた電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第23号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

(気候関連のリスクと機会の開示)

第56条 本会社は、パリ協定の長期目標と整合する2050年までのシナリオ分析を行い、移行計画を開示する。

2 第1項に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

▼提案の理由

T C F Dに賛同署名し2050年2℃上昇シナリオを軸に、中長期にわたる気候変動に起因する事業リスクや事業機会が定性的に分析されているものの、パリ協定の目標に沿った投融資を受けるうえで、2050年カーボンニュー

トラルの実現を目指す1.5℃上昇シナリオについて、具体的かつ定量的な気候変動に関する財務情報開示を積極的に行う必要がある。脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、企業価値の向上と持続的な成長を果たしていくべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ご提案の内容を重要と考えており、2019年5月にTCFD提言への賛同署名を行い、パリ協定の長期目標を踏まえて中長期にわたる気候変動に起因する事業リスク・事業機会を分析し、統合報告書等で積極的に情報を開示しております。開示に当たっては、シナリオ分析の前提条件や分析結果の妥当性、および分析結果を踏まえた当社グループの事業戦略等について十分な議論を行ったうえで、その内容を決定しております。

また、1.5℃上昇シナリオも含め、今後も引き続き、外部環境の変化等を踏まえた分析を行うとともに、開示内容の充実に努めてまいります。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

第24号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

(ESG要素に連動する役員報酬制度の導入)

第57条 当社は、二酸化炭素の排出削減を推進する経営体制を確保するため、ESG要素に連動する役員報酬制度を導入する。

▼提案の理由

経営陣が主体的・積極的に脱炭素を軸とした取組を進めていくため、二酸化炭素排出削減目標の達成状況等をはじめとするESG要素に連動する役員報酬制度を導入する必要がある。パリ協定の長期目標と整合する削減目標を着実に達成することにより、持続可能な発展に貢献していくべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、取締役および執行役の報酬について、社外取締役のみで構成する報酬委員会において決定しており、ESG要素に連動する指標についても同委員会において、速やかに導入する方向で検討を進めております。

したがって、ご提案の内容をあらためて定款に定める必要はないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第25号議案から第29号議案まで)〉

第25号議案から第29号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第25号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。
(報酬等の開示)

第5条の3 社会との信頼関係を築くために必要な経営に関する情報として、途中退任者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発電電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

また、令和3年度における報酬開示関連提案は、株主からの提案の中で高い賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高い。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであることから、期末時点に限定することなく、途中退任した者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また、不透明な退任後の支払いを防止するため、取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等に関する情報を併せて個別に開示するとともに、定款記載事項として恒久化すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、取締役会で決議したコーポレートガバナンス・ガイドラインに開示方針を定め、公表しております。具体的には、報酬等の額および決定に関する方針等を75頁から77頁およびコーポレートガバナンス報告書において開示しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

第26号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第53条 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、需要家に対する電力の安定供給の責任を果たすため、代替電源の創出、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、厳密に予測された電力需要のもと、真に需要が供給を上回ることが確実となるなど国民生

活への多大な影響が避けられない場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

原発での過酷事故の発生は広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない状況も踏まえると、速やかに原発を廃止すべきである。

一方で、電気事業は高い公益性・公共性を有することから、需要抑制や代替電源の確保に努めた上でもなお、代替電源の欠損・著しい燃料高騰等により代替電源の安定確保や電気料金高騰の抑制が困難となり、市民の生活を守るため、やむを得ず原発を稼働させる場合も、必要最低限の範囲に限り、万全の安全対策を講じることは不可欠である。

また、国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに、本提案を実行し、十分な説明責任を果たすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電については、安全確保を大前提に引き続き最大限活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。これまでも、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的特性マップが提示された2017年度以降、全国各地で対話活動が進められ、2020年度から北海道の2町村で文献調査が開始されております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と連携してまいります。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第27号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(安全文化の醸成)

第54条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、2004年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を踏まえて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得た教訓を踏まえ、原子力安全に係る理念を明文化するとともに、昨年3月に策定した新たな経営理念の「大切にする価値観」においても安全を守り抜くことを掲げており、これらをもとに原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。

さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

第28号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

〔第1章 総則〕に以下の条文を追加する。

(再就職受入の禁止)

第5条の4 取締役、執行役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていくことが必要であり、取締役、執行役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、指名委員会において当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

第29号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

〔第4章 取締役及び取締役会〕第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

▼提案の理由

関西電力が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。

さらに役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、取締役会及び監査役会が十分に機能しないなど、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ったことから、取締役会の経営監督機能を向上させ、経営の客観

性及び透明性を高めるため、取締役のうち社外取締役を過半数とすること等を定款記載事項として恒久化すべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社であり、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築しております。取締役については、現下の経営課題に対処するために必要かつ適切な体制として、第4号議案として提案させていただいているとおり、社外取締役を過半数とする13名の候補者からなる構成が最適であると考えております。

したがって、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第30号議案)〉

第30号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第30号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新
(発電事業の脱炭素化)

第58条 本社は、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力受給契約の締結を行わない。

▼提案の理由

電力業界の中で先駆けて、事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロにすることを掲げているが、真に2050年カーボンニュートラルを実現するためには、着実に、地球温暖化の防止に向けたパリ協定の1.5℃目標に整合する事業運営を実施していく必要がある。

火力も含めた電源のゼロカーボン化への取組を進めているが、当該国の政策に適合しかつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き今後新規計画を行わない、というだけでなく、石炭火力発電所を新設しないことを明確な経営方針として掲げたうえで、二酸化炭素を排出しない電力供給体制へ転換する必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「ゼロカーボンビジョン2050」でお示ししているとおり、火力のゼロカーボン化に取り組んでおり、国内外の石炭火力については、当該国の政策に適合しかつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後新規計画を行わないこととしております。

また、他社からの新規受電についても、2050年ゼロカーボンの実現に向けて、適切に対応してまいります。さらに、ご提案の内容は、業務執行に関する事項であるため、定款に定めることは適当ではないと考えます。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2021年度の当社グループは、昨年3月に策定した「関西電力グループ中期経営計画(2021-2025)」に基づき、ガバナンス確立とコンプライアンス推進を事業運営の大前提とし、当社グループの一大改革(KX: Kanden Transformation)の完遂に向け、取組みの3本柱である「ゼロカーボンへの挑戦(EX: Energy Transformation)」、「サービス・プロバイダーへの転換(VX: Value Transformation)」、「強靱な企業体質への改革(BX: Business Transformation)」に基づく諸施策について、総力を結集し推進してまいりました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、エネルギー事業における他社販売電力料は増加したものの、収益認識に関する会計基準等の適用に伴い再生可能エネルギー関係の会計処理を変更したことなどから、売上高(営業収益)は2兆8,518億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を2,163億円下回り、2兆9,274億円となりました。

支出面では、エネルギー事業において、原子力利用率は上昇したものの為替・燃料価格の影響などにより火力燃料費が増加した一方、徹底した経営効率化に努めたことや、収益認識に関する会計基準等の適用に伴い再生可能エネルギー関係の会計処理を変更したことなどから、経常費用合計は前年度に比べて1,984億円減少し、2兆7,914億円となりました。この結果、経常利益は1,359億円となりました。

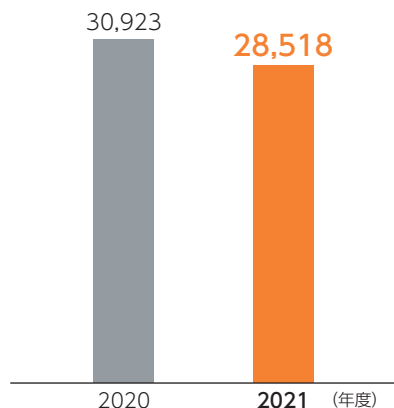
また、送配電事業において、昨年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこととする経済産業大臣の特例認可を受けたことに伴い、インバランス収支調整額107億円を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は858億円となりました。

当年度の期末配当については、2021年度の業績および2022年度以降の収支状況や、中期経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり25円といたしたいと存じます。

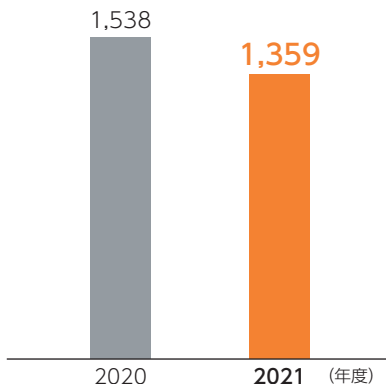
売上高 (連結)

(億円)



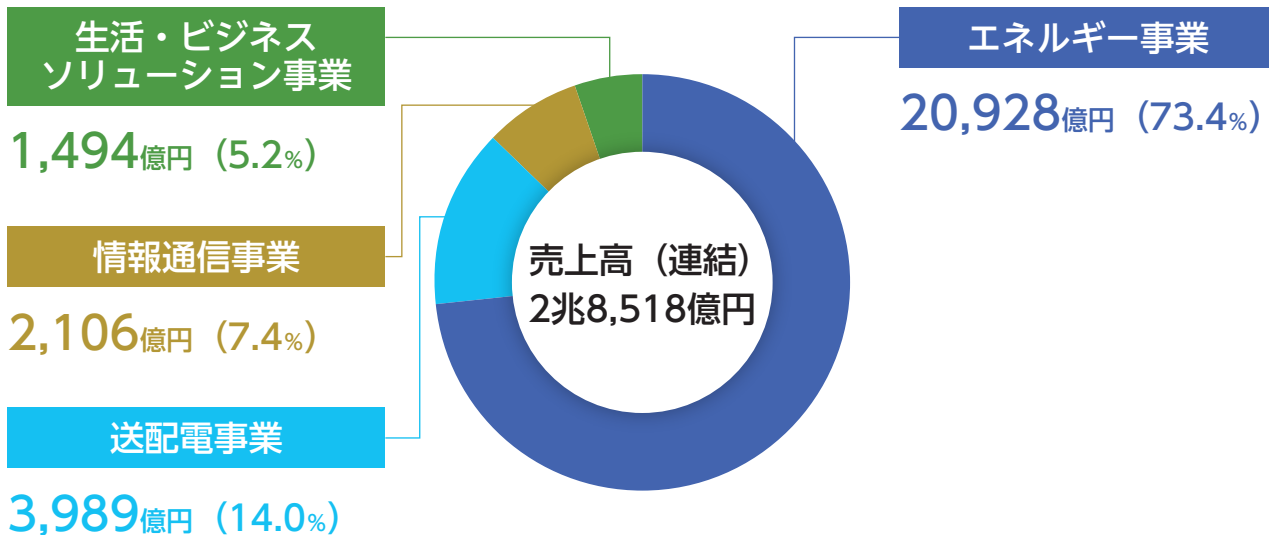
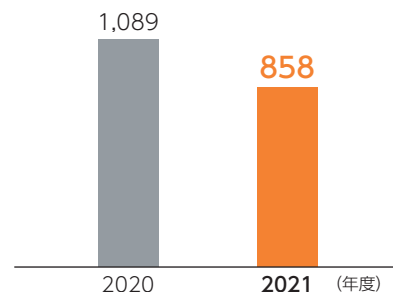
経常利益 (連結)

(億円)



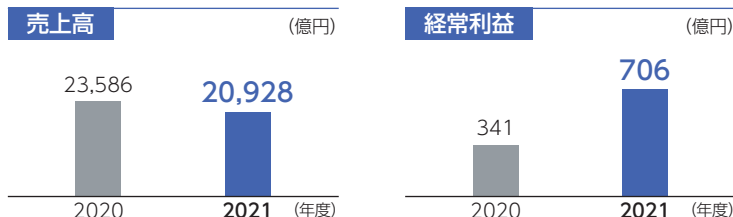
親会社株主に帰属する 当期純利益 (連結)

(億円)



事業別の状況は次のとおりであります。

a. エネルギー事業



【業績】

当年度の小売販売電力量は、競争の影響などにより、1,006億6千万kWhと前年度にくらべて1.6%減少しました。その内訳を見ると、「電灯」については、323億3千万kWhと前年度実績を5.0%下回りました。また、「電力」については、683億3千万kWhと前年度実績並みとなりました。

売上高については、他社販売電力料は増加したものの、収益認識に関する会計基準等の適用に伴い再生可能エネルギー関係の会計処理を変更したことなどから、前年度にくらべて2,658億円減少し、2兆928億円となりました。支出面では、原子力利用率は上昇したものの為替・燃料価格の影響などにより火力燃料費が増加した一方、徹底した経営効率化に努めたことや、収益認識に関する会計基準等の適用に伴い再生可能エネルギー関係の会計処理を変更したことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は前年度にくらべて364億円増加し、706億円となりました。

【当年度の取組み】

原子力プラントについては、運転期間延長の認可を受けた美浜発電所3号機、高浜発電所1、2号機は、昨年4月に再稼動について地元のご理解をいただきました。これを受け、美浜発電所3号機は、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3、4号機に続き、昨年7月に本格運転を再開しております。また、高浜発電所2号機は、本年1月に安全性向上対策工事が完了し、既に安全性向上対策工事が完了している高浜発電所1号機とともに定期検査を継続しております。なお、特定重大事故等対処施設については、美浜発電所3号機、高浜発電所1、2号機、大飯発電所3、4号機は、早期完成に向け、引き続き最大限努力してまいります。

再生可能エネルギーの開発等については、国内においては、かんだ発電所（バイオマス発電）は本年2月に、福島いわきバイオマス発電所は建設が順調に進み本年4月に営業運転を開始いたしました。また、秋田県秋田港・能代港における洋上風力発電事業および黒部川第四発電所の最大出力増加等の既存プロジェクトを着実に推進するとともに、新規プロジェクトにも積極的に取り組み、栗石太陽光発電所他3発電所の取得や岡山県津山市における陸上風力発電事業への参画を実施いたしました。

また、国外においても、脱炭素化に貢献する事業への参画に向けた取組みを進めており、フィンランドにおける陸上風力発電事業およびドイツにおける洋上風力発電事業に参画するとともに、英国における洋上風力発電事業については、発電所の建設が順調に進み、本年4月に商業運転を開始いたしました。

ご家庭のお客さまへのサービスについては、従来のオール電化住宅向け等のメニューに加え、エコキュートと電気をセットにしたサブスクリプション（月額）サービス「はぴeセット」の提供を開始いたしました。

また、法人のお客さまへのサービスについては、ゼロカーボンの実現に向け、ロードマップ等の計画の策定から太陽光発電設備の設置やエネルギーマネジメントシステムの導入等の具体策の実行まで、お客さまのご要望や実態に応じてカスタマイズしてお届けするサービス「ゼロカーボンパッケージ」の提供を全国を対象に開始いたしました。

ガス事業については、当年度の販売量は156万トンとなり、昨年度実績と同水準となりました。また、家庭用分野においては、多くのお客さまに「関電ガス」をお選びいただくため、当社の電気とガスをセットにした「なっトクパック」の提案活動を展開し、年度末時点での契約件数が157万件となりました。

また、中核会社の株式会社関電エネルギーソリューションにおいては、ユーティリティサービス事業について、収益の拡大に向け、大型案件の受注推進に加え、中小規模案件の獲得や販売エリアの拡大等による顧客基盤の構築に取り組むとともに、従来のビジネスモデルからの事業構造の転換を図るべく、空調制御サービス「おまかSave-Air」等の新サービスを開始いたしました。

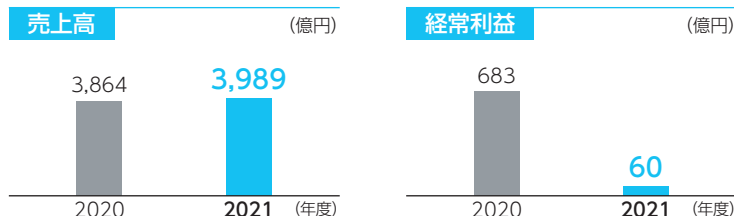


美浜発電所



かんだ発電所

b. 送配電事業



【業績】

売上高については、収益認識に関する会計基準等の適用に伴い再生可能エネルギー関係の会計処理を変更したことや、昨年1月の電力需給ひっ迫の影響により増大したインバランス収入の反動減があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みの回復などによりエリア需要が増加したことや、他の一般送配電事業者などへの販売電力料が増加したことなどから、前年度にくらべて125億円増加し、3,989億円となりました。支出面では、燃料価格の高騰などの影響により需給調整に伴う費用が大幅に増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は前年度にくらべて622億円減少し、60億円となりました。

【当年度の取組み】

関西電力送配電株式会社においては、事業開始から2年目を迎え、高経年化設備の計画的更新や次世代化を着実に実施しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、社会の重要インフラである電力の安全・安定供給に全力で取り組んでまいりました。

また、2023年度から導入される新たな託送料金制度に対応するため、業界最高水準のコスト構造の実現を目指し、社長をトップとする「Rebornプロジェクト」やカイゼン活動等により全社を挙げた経営効率化を進めており、当年度においては、AIを活用した停電受付の自動化や工事設計業務の効率化等を実施いたしました。

加えて、新規事業では「モバイルバッテリーシェアリングサービス」の事業化、国際事業では海外コンサルティング事業に係る「パプアニューギニア国電力系統計画・運用能力向上プロジェクト」および「ネパール国統合的電力システム開発計画プロジェクト」の業務を受託するなど、成長領域における事業の拡大も進めてまいりました。

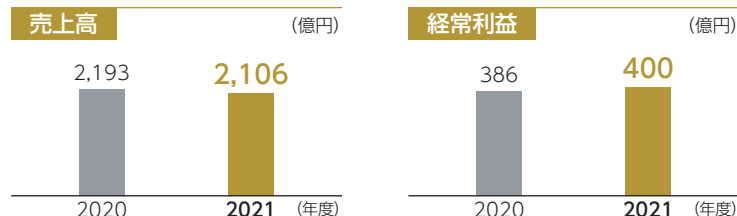


配電線工事の様子



パプアニューギニア国電力系統計画・運用能力向上プロジェクト 現地視察の様子

C. 情報通信事業



【業績】

売上高については、F T T Hの回線数増加、e o電気における加入者数の増加や燃料費調整額の増加があったものの、収益認識に関する会計基準等の適用による影響や、モバイル事業の新プラン投入による料金改定などから、前年度にくらべて86億円減少し、2,106億円となりました。支出面では、徹底したコスト削減に努めたことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は前年度にくらべて13億円増加し、400億円となりました。

【当年度の取組み】

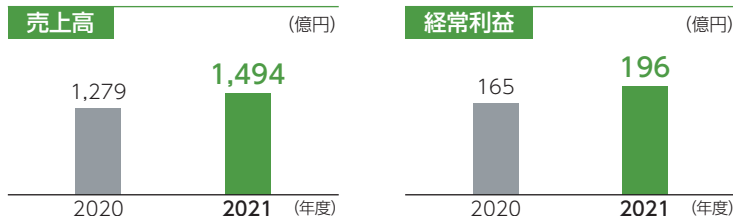
中核会社の株式会社オプテージにおいては、F T T Hサービスの「e o光」について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うライフスタイルの変化により、高速で安定した通信へのニーズが高まっていることを受け、超高速光インターネット10ギガ／5ギガコースの月額基本料金の値下げを実施し、より多くのお客さまに選び続けていただけるよう努めてまいりました。

また、モバイル事業の「mineo」についても、全てのコンテンツが最大1.5Mbpsの通信速度で使い放題になる「パケット放題 Plus」を提供するなど、お客さまのご期待に応えるための取組みを推進いたしました。



e o光 超高速光インターネット10ギガ／5ギガコース

d. 生活・ビジネスソリューション事業



【業績】

売上高については、不動産分野において、賃貸事業における物件売却や新型コロナウイルス感染症の影響による賃料収入の減少などがあったものの、新規賃貸物件の取得により賃料収入が増えたことや、都市部を中心に住宅需要が堅調に推移したことにより住宅販売が増加したことから、前年度にくらべて214億円増加し、1,494億円となりました。支出面では、コスト削減に努めたものの、住宅分譲事業における販売関連費用が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は前年度にくらべて31億円増加し、196億円となりました。

【当年度の取組み】

安心・快適・便利な生活やビジネスを実現する様々な事業を展開しております。特に、中核会社の関電不動産開発株式会社においては、不動産事業について、大規模マンションプロジェクト「シエリアタワー大阪堀江」や、首都圏のオフィス建替えプロジェクト「関電不動産八重洲ビル」の開発を推進いたしました。

また、海外においても住宅開発・賃貸事業を展開しており、2017年度の初進出以降、当年度までに米国・豪州・東南アジアで計27案件に参画いたしました。



シエリアタワー大阪堀江
※2022年2月時点のイメージパースであり、今後変更となる可能性があります。



関電不動産八重洲ビル
※2020年11月時点のイメージパースであり、今後変更となる可能性があります。

(2) 対処すべき課題

昨年3月に、5カ年の実行計画として「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」を策定しましたが、脱炭素化の加速や新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等、当社グループを取り巻く環境はこの1年で大きく変化しております。また、ウクライナを巡る国際情勢の緊迫化による世界的な燃料価格の高騰や燃料調達環境の悪化に加え、急激な円安の進行により、電気料金や電力需給への社会的関心が高まっております。このような状況から、2022年度は非常に厳しい収支になると見込んでおります。

こうした中、当社グループは、足下の厳しい経営環境に適切に対処するとともに、コスト構造改革のさらなる深化や、化石燃料価格の影響を受けにくい原子力発電の安全を最優先とした最大限の活用といった、中期経営計画で掲げた取組みの3本柱の実行を一層加速してまいります。

「ゼロカーボンへの挑戦」については、「ゼロカーボンビジョン2050」の実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」を本年3月に策定しました。2050年までのゼロカーボンを目指し、まずは中間地点である2030年度に向けた削減目標の達成のため、お客さまや社会のみならずとともに力を合わせて、様々な取組みを展開してまいります。

「サービス・プロバイダーへの転換」については、徹底してお客さま視点に立ち、ニーズや課題と向き合うことで、従来の電気やガスの販売に留まらず、お客さまに新たな価値をご提供し続けていくことができるよう、取組みを加速してまいります。

「強靱な企業体質への改革」については、事業環境のいかなる変化にも耐えられるよう、コスト構造改革のさらなる深化に努めることで、事業基盤の一層の強化を図ってまいります。

当社グループは、引き続き、国際情勢や燃料市況の動向を注視し、電力の安全・安定供給に万全を期すとともに、株主のみならずのご期待にお応えできるよう、グループの一大改革「Kanden Transformation」の達成に向け、全力を尽くしてまいります。

株主のみならずにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）

■ 関西電力グループの目指す姿

エネルギー、送配電、情報通信、生活・ビジネスソリューションを、改めて中核事業に据えその周辺に、その重なり合うところに、新たな価値を創出し続けます
こうした取組みにより、様々な社会インフラ・サービスを提供するプラットフォームの担い手となり、お客さまと社会のお役に立ち続け、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します

■ 目指す姿の実現に向けた取組みの柱

事業運営の
大前提

ガバナンス確立とコンプライアンス推進

金品受取り問題等の反省に立ち、信頼回復に全力を尽くします

取組みの柱

KX : *Kanden Transformation*

① ゼロカーボンへの挑戦
EX : *Energy Transformation*

脱炭素化の潮流が世界規模で加速し、持続可能な社会の実現への貢献が期待されるなか、関西電力グループ「ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けた取組みを推進します

② サービス・プロバイダーへの転換
VX : *Value Transformation*

従来の大規模アセット中心のビジネスに留まらず、徹底してお客さま視点に立ち、ニーズや課題と向き合うことで、お客さまに新たな価値を提供し続ける企業グループに生まれ変わります

③ 強靱な企業体質への改革
BX : *Business Transformation*

コスト構造改革やイノベーション、デジタル化、そして働き方改革を加速します

■ 財務目標

	2021-2023年度	2025年度
経常利益	3ヵ年平均 1,000億円 以上	2,500億円 以上
FCF	3ヵ年平均 ▲500億円 未満	2,000億円 以上
2021-2025年度合計で黒字化		
自己資本比率	20% 以上	23% 以上
ROA（※）	3ヵ年平均 1.5% 以上	3.5% 以上

（※）ROA〔総資産事業利益率〕= 事業利益〔経常利益+支払利息〕÷ 総資産〔期首・期末平均〕

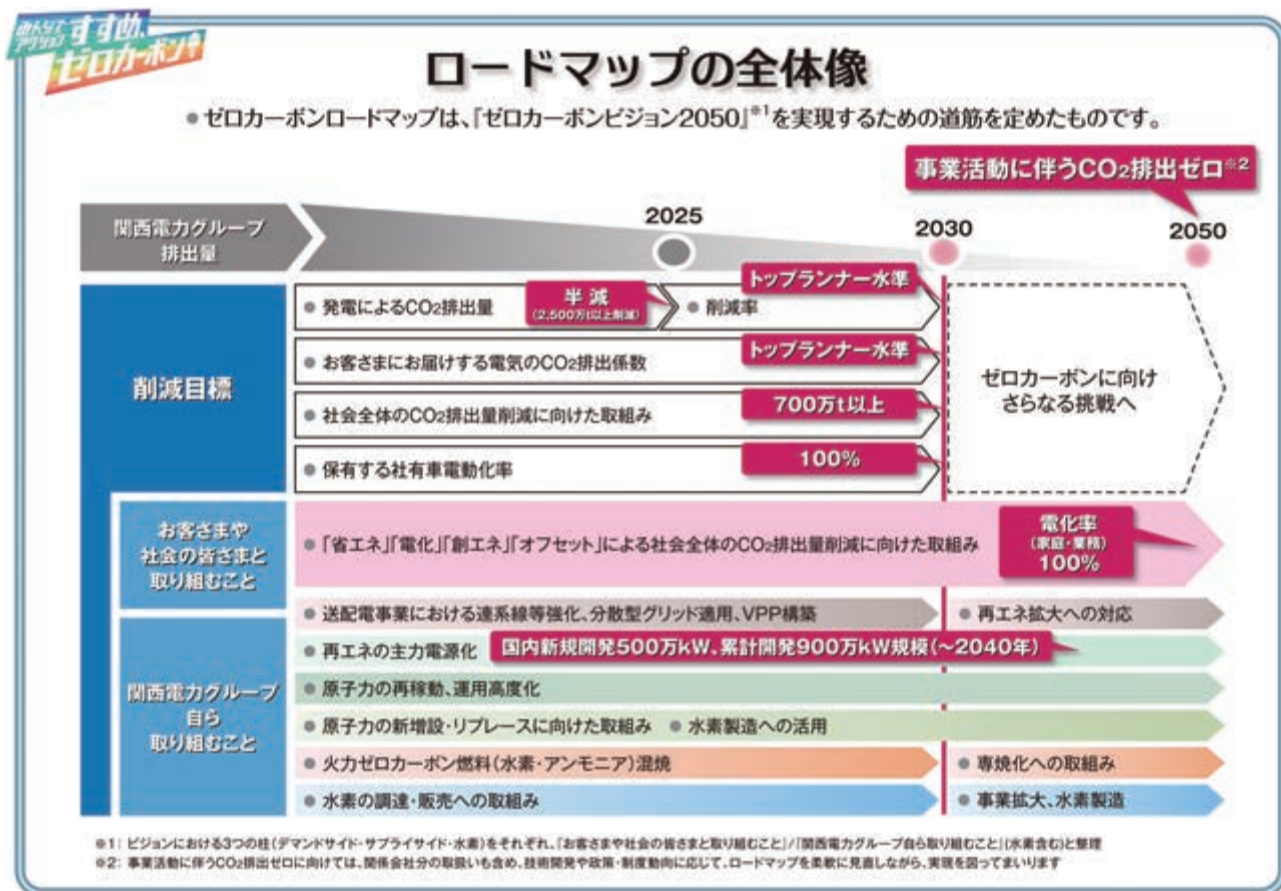
2022年度の取組みの方向性

エネルギー市場の不確実性が高まっている状況においてこそ、自助努力で遂行できるコスト構造改革のさらなる深化や、化石燃料価格の影響を受けにくい原子力発電の安全を最優先とした最大限の活用が必要であるため、中期経営計画で掲げた取組みの3本柱（EX、VX、BX）は、より一層、重要性を増しており、当社グループとして、引き続き優先的に取り組みます

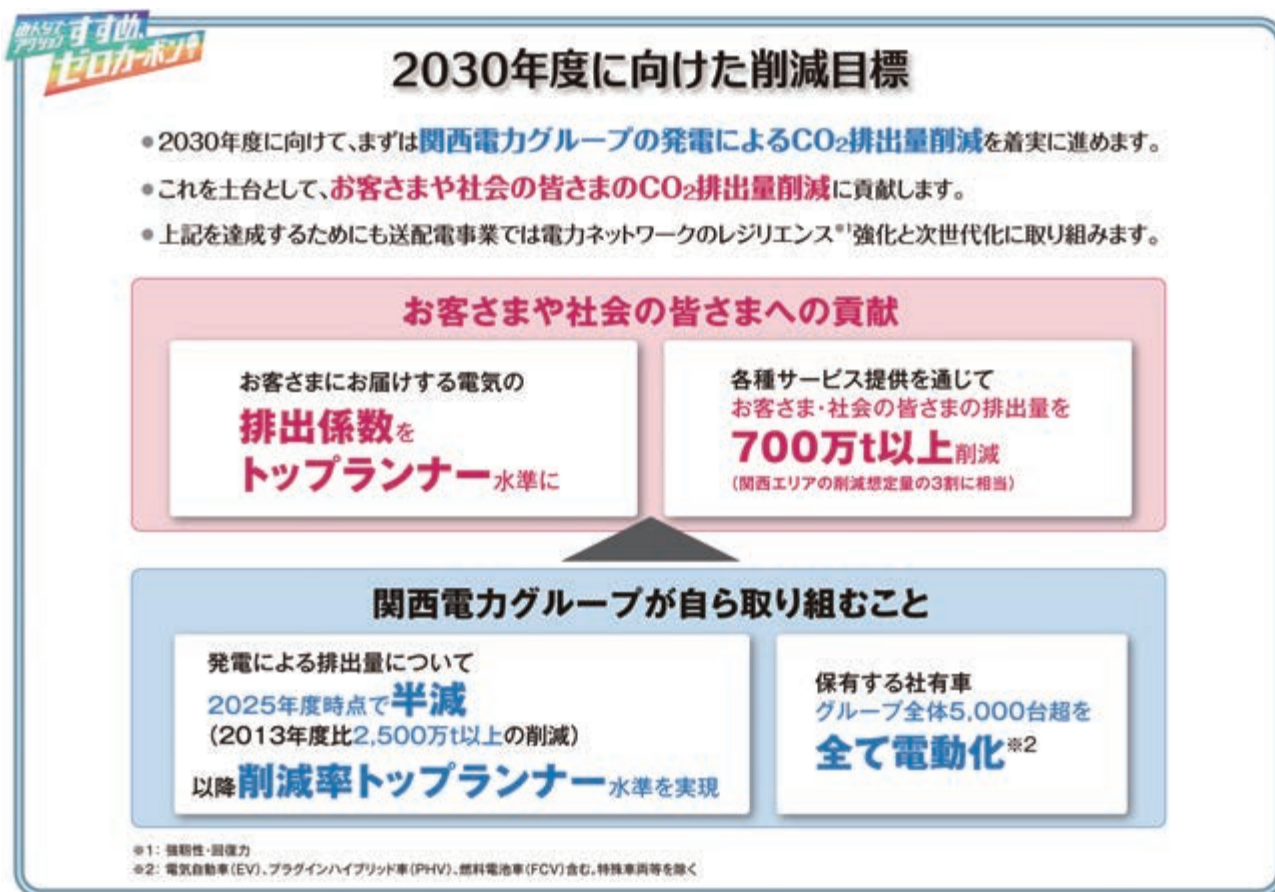
(ご参考)

ゼロカーボンロードマップ

当社グループは、昨年2月、持続可能な社会の実現に向け、事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとする「ゼロカーボンビジョン2050」を定め、グループの総力を結集して取り組んでいます。
本ビジョンの実現に向け、本年3月、そこに至る道筋を定めた「ゼロカーボンロードマップ」を策定いたしました。



取組みを着実に進捗させるべく、2030年度を中間地点と位置づけ、その時点で達成すべき削減目標を掲げています。当社グループは、あらゆるステークホルダーのみなさまと力を合わせて社会全体のゼロカーボンに向けた取組みを進めてまいります。



「ゼロカーボンロードマップ」の詳細に関しては、当社ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.kepco.co.jp/sustainability/environment/zerocarbon/roadmap.html>

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額	
エネルギー事業	2,434億円
送配電事業	1,366億円
情報通信事業	460億円
生活・ビジネスソリューション事業	1,013億円
内部取引消去	△ 46億円
設備投資総額	5,228億円

b. 主な設備の新增設工事等

		発 電 設 備	送 変 電 設 備
完 成	設備更新	[水 力] 丸山発電所 (153,200kW)	—————

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
4,500億円	700億円

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
7,594億円	7,744億円

c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
10,550億円	10,450億円

(5) 財産および損益の状況の推移

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
関西電力送配電株式会社	400.0億円	100.0%	一般送配電事業等
株式会社オプテージ	330.0	100.0	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス、電気事業
関電不動産開発株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理、不動産投資顧問業
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
Next Power株式会社	1.0	100.0	マンション高圧一括受電サービス事業
株式会社KANSOテクノス	1.0	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
株式会社関電システムズ	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	0.1	100.0	燃料の売買および輸送

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
* 日 本 原 燃 株 式 会 社	4,000.0億円	17.3%	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物物理設事業
* 株 式 会 社 き ん で ん	264.1	35.8	電気・情報通信・環境関連工事
* 株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* San Roque Power Corporation	0.15 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

(注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(8) 主要な事業所等

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(9) 使用人の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(10) 主要な借入先

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- a. 当社は、昨年4月および7月に、特別高圧電力および高圧電力の供給について、顧客の獲得を制限している疑いがあるとして、独占禁止法に基づき、公正取引委員会による立入検査を受けました。当社は、こうした事態を厳粛に受け止めるとともに、調査に対し全面的に協力してまいります。
- b. 金品受取り問題に係る個別の発注等について監査委員会委員等から指摘があり、本年4月に、コンプライアンス委員会から、当時の発注プロセス等において、コンプライアンス上の問題があった旨の報告を受領しました。報告の指摘、提言を真摯に受け止め、これまでの業務改善計画の枠組みで必要な施策を追加し、取組みを強化してまいります。
- c. 保安伐採業務における不適切処理、グループ会社における施工管理技術検定の実務経験不備の問題については、既報のとおりコンプライアンス委員会等で調査中です。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 29万9,819名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	118,755千株	13.29%
大 阪 市	68,287	7.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	40,420	4.52
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27,462	3.07
神 戸 市	27,351	3.06
関 西 電 力 持 株 会	20,938	2.34
大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 株 式 会 社	15,461	1.73
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,978	1.45
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	11,690	1.31
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	11,038	1.24

(注) 出資比率は、自己株式（45,430,892株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

取締役、執行役に交付した株式の区分別合計は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	0株	0名
執 行 役	5,287	1

(注) 当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積額に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長 (社外)	榊原定征	指名委員会委員長 報酬委員会委員	一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 日本電信電話(株) 社外取締役 (株)シマノ 社外取締役 (株)ニトリホールディングス 社外取締役 (株)産業革新投資機構 社外取締役取締役会議長
取締役(社外)	沖原隆宗	指名委員会委員 報酬委員会委員	(株)三菱UFJ銀行 特別顧問 損害保険ジャパン(株) 社外監査役 (株)オービックビジネスコンサルタント 社外取締役 一般社団法人日本ABC協会 会長
取締役(社外)	小林哲也	指名委員会委員 報酬委員会委員長	近鉄グループホールディングス(株) 代表取締役会長 グループCEO (株)さんえい 取締役 (株)近鉄エクスプレス 社外取締役 (株)近鉄百貨店 取締役 近畿日本鉄道(株) 取締役 近鉄不動産(株) 取締役 KNT-CTホールディングス(株) 取締役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取締役(社外)	佐々木茂夫	監査委員会委員	弁護士法人御堂筋法律事務所 客員弁護士 岩井コスモ証券(株) 社外取締役
取締役(社外)	加賀有津子	監査委員会委員 報酬委員会委員	大阪大学大学院工学研究科 教授
取締役(社外)	友野 宏	監査委員会委員長	住友化学(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取締役(社外)	高松和子	指名委員会委員	日立造船(株) 社外取締役
取締役(社外)	内藤文雄	監査委員会委員	神戸大学 名誉教授 甲南大学経営学部 教授

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 (代表執行役社長)	森 本 孝		日本原子力発電(株) 取締役
取 締 役 (代表執行役副社長)	彌 園 豊 一		(株)かんでんエルハート 代表取締役社長
取 締 役 (代表執行役副社長)	稲 田 浩 二		東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役 (代表執行役副社長)	森 望		
取 締 役	杉 本 康	監査委員会委員 (常勤)	
取 締 役	島 本 恭 次	監査委員会委員 (常勤)	関西電力送配電(株) 監査役

- (注) 1. 当社は、社外取締役全員を、(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 友野宏氏が社外取締役に就任している日本原燃(株)は、当社の特定関係事業者であります。その他、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
3. 監査委員会委員内藤文雄氏は、学識経験者として、また、監査委員会委員杉本康氏は、当社執行役員経理室長および経理部門担当役員経験者として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、常勤の監査委員会委員として、杉本康氏および島本恭次氏を選定し、内部監査部門や会計監査人等との連携、社内の重要な会議等への出席等を行うことで、適時的確な情報把握等を行っております。また、これらの情報を他の監査委員会委員と共有したうえで議論・決定できる体制を構築することにより、監査委員会の監査・監督機能の強化を図っております。

(2) 執行役の氏名等

地 位	氏 名	委嘱業務	重要な兼職の状況
代表執行役社長	森 本 孝		日本原子力発電(株) 取締役
代表執行役副社長	彌 園 豊 一	コーポレート業務全般 行為規制担当、広報室担当 取締役会室担当、経営監査室担当	(株)かんでんエルハート 代表取締役社長
代表執行役副社長	稲 田 浩 二	エネルギー事業全般 中間貯蔵推進担当、立地室担当	東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
代表執行役副社長	松 村 孝 夫	原子力事業本部長	
代表執行役副社長	森 望	ソリューション本部、ガス事業本部 再生可能エネルギー事業本部 水素事業戦略室担当	
執行役常務	松 村 幹 雄	エネルギー需給本部長、国際事業本部長	
執行役常務	西 澤 伸 浩	調達本部長、経理室担当	
執行役常務	内 藤 直 樹	エネルギー・環境企画室担当 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）	
執行役常務	大 川 博 己	ソリューション本部長、ガス事業本部長	関電ガスサポート(株) 代表取締役社長
執行役常務	水 田 仁	原子力事業本部長代理（原子力安全・技術、原子力発電、原子燃料） 原子燃料サイクル室担当（原燃契約）	
執行役常務	多 田 隆 司	再生可能エネルギー事業本部長 土木建築室担当	
執行役常務	高 西 一 光	火力事業本部長、研究開発室担当	
執行役常務	宮 本 信 之	人財・安全推進室担当、総務室担当	社会福祉法人かんでん福祉事業団 理事長
執行役常務	安 藤 康 志	原子力事業本部長代理（原子力企画）	
執行役常務	荒 木 誠	コンプライアンス推進室担当 経営企画室担当、IT戦略室担当	

(3) 取締役および執行役の報酬等の額

役員区分		報酬等の 総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる 役員の員数 【名】
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (注1)	
取締 役	取締役 (社外取締役を除く)	72	72			3 (注2)
	社外取締役	132	132			8
執行役		661	410	177	72	16 (注3)

- (注) 1. 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
 2. 「取締役」の対象となる役員の員数には、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
 3. 「執行役」の対象となる役員の員数には、取締役を兼務する執行役の人数を含めております。また、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会の終結の時をもって退任した執行役1名も含めております。
 4. 当事業年度の期末時点における取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、次のとおりであります。

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬(※)
森本 孝	取締役 代表執行役社長	73	45	19	8
彌園 豊一	取締役 代表執行役副社長	56	35	14	6
稲田 浩二	取締役 代表執行役副社長	55	35	14	6
森 望	取締役 代表執行役副社長	51	32	13	5
杉本 康	取締役	36	36		
島本 恭次	取締役	37	33	3	

(※) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(4) 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

- a. 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針
(報酬制度の方針および概要)

取締役および執行役の報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定しております。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成としております。業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1」の割合が目安となるよう、設定しております。

(報酬決定プロセス)

社外取締役のみで構成している報酬委員会において、「取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針」を定め、この方針に則り、取締役および執行役の個人別の報酬を決議しております。

また、報酬水準など、報酬に関する諸課題の検討に当たっては、外部機関のデータや他社状況などを活用しております。

- b. 報酬体系（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬）
(基本報酬)

当社の基本報酬は、各取締役および執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案して、役位に応じた基準額を支給しております。

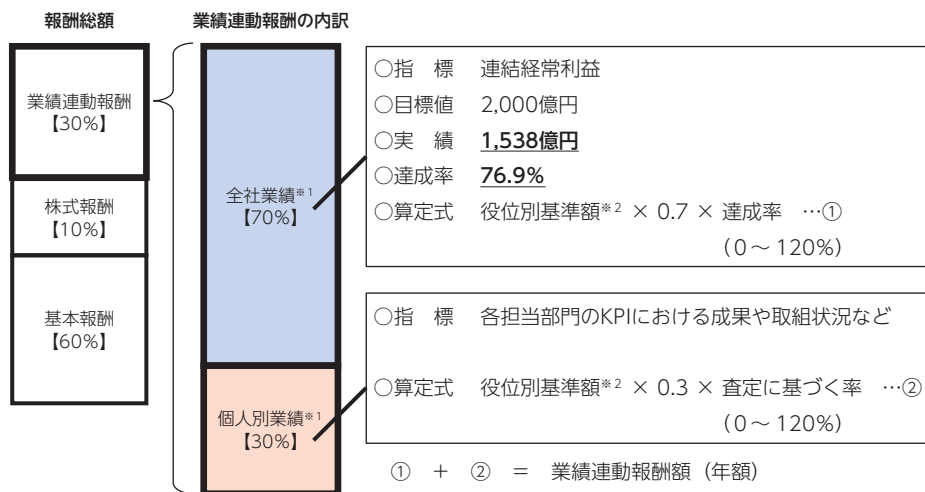
(業績連動報酬)

当社の業績連動報酬は、中期経営計画の財務目標を踏まえ、単年度の会社の業績を表す「連結経常利益」を指標としている全社業績と、各担当部門の取組実績を踏まえた個人別業績から構成しており、その支給額については、役位ごとの基準額に、目標に対する達成度合に応じて、算定、支給しております。

(株式報酬)

当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

【業績連動報酬の具体的な算定方法】



(※1) 執行役社長および執行役副社長は、個人業績を適用せず、会社業績のウェイトを10割とする。

(※2) 役位別基準額 (年額)

取締役・執行役社長	2,280万円
取締役・執行役副社長	1,740万円
執行役副社長	1,610万円
執行役常務	1,170万円

(5) 取締役会および各委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

- ・ 当社の取締役会は独立社外取締役が議長を務め、また、取締役14名のうち8名を独立社外取締役に構成しています。
- ・ 取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案や各委員会の構成、執行役人事、「ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けたロードマップ等、当社グループの経営に関わる重要事項等について決議しております。また、電気事業法に基づく業務改善計画の取組状況に加え、四半期ごとの決算を含む中期経営計画の進捗状況、内部統制に関する運用状況等について定期的に報告を受け、審議を行っております。
- ・ 上記の決議および審議を行うに当たって、取締役会議論の充実およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、当事業年度は、取締役による意見交換会を3回、独立社外取締役のみで構成する会合を3回開催し、当社の経営課題や将来的な成長戦略の方向性等について幅広く議論しております。これらの意見交換会や会合を通じて得た意見を経営や以降の取締役会議論に反映しております。

- ・執行側からの取締役会議題等の事前説明、原子力発電所をはじめとする第一線職場の視察、従業員との対話等、年間を通じて、社外取締役向けに様々な施策を実施しています。

b. 各委員会の活動状況

(a)指名委員会

- ・指名委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役の選任方針の決定を行うほか、執行役社長の後継者計画の内容および育成プロセスや顧問の委嘱等について、審議を行います。
- ・当事業年度、重点的に審議を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 執行役社長の後継者計画
 - ✓ 社外取締役候補者の選定プロセス
 - ✓ 執行役候補者や関係会社役員の育成、人事運用

(b)報酬委員会

- ・報酬委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に関する方針の決定、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定を行うほか、顧問の報酬等について、審議を行います。
- ・当事業年度、重点的に審議を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬のあり方
 - ✓ 業績連動報酬の仕組みや目標設定（E S G関連指標の導入を含む）

(c)監査委員会

- ・監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員6名のうち4名が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、取締役会で決定した当社グループの経営に関わる重要事項等を踏まえた監査計画を策定し、当社グループの事業活動が適法・適正に行われているか、また、リスクの防止と企業価値の向上に向けて適切・妥当な意思決定や業務執行が行われているか、との観点から監査を行うとともに、監査委員会委員間での審議、取締役会や執行側への意見、提言を行います。
- ・当事業年度、重点的に行った監査等の事項には、以下を含みます。
 - ✓ コンプライアンス、ガバナンス強化に向けた取組状況
 - ✓ 中期経営計画に基づく取組状況
 - ✓ 第一線職場との対話
 - ✓ 金品受取り問題および役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題について、当社が提起した旧役員を被告とする損害賠償請求訴訟の対応

(6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果

当社は、取締役会や指名・報酬・監査委員会の機能向上のため、取締役会等の実効性評価を実施し、取締役会運営をはじめとするコーポレート・ガバナンスの改善を図っております。当事業年度の実効性評価の内容および結果は、次のとおりです。

評価・分析方法		
<p>○第三者機関を活用し、全取締役を対象に取締役会等の実効性に関する調査を実施しました。</p> <p>○第三者機関による調査結果の分析を踏まえ、取締役会等の実効性について、2022年4月27日開催の取締役会にて審議・評価を行いました。</p>		
評価項目		
1.取締役会の役割・機能	4.取締役会の運営	7.社外取締役へのサポート体制
2.業務改善計画の取組状況	5.指名・報酬・監査委員会の運営	8.株主・投資家等との関係
3.取締役会の構成・規模	6.監査機能等に対する監督	9.昨年度の主な課題に対する改善状況
当事業年度の総評		
<p>今年度の調査の結果、当社取締役会の強みとして、「適切な議題設定や前提情報提供、議事運営による経営戦略等に関する充実した議論」、「指名・報酬・監査委員会における基本的な運営方法等の構築と充実した議論」、「これらの充実した議論を支える現状の取締役会の構成」を挙げる分析結果を確認しております。また、昨年度の主な課題に対する改善状況に関する評価項目で、概ね改善しているとの結果を得るなど、大半の評価項目で評価が昨年度を上回っており、全体的に取締役会等の実効性が着実に進んでいることを確認しております。</p> <p>以上から、取締役会は、当事業年度の実効性は概ね確保されていると判断しておりますが、経営環境の変化を捉えつつ、今後のさらなる改善点に対応し、継続して実効性向上に努めてまいります。</p> <p><昨年度の評価結果を踏まえた当事業年度の主な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社外取締役と経営陣とのコミュニケーション機会の充実」に向けて、社外取締役と執行役の意見交換会や面談等の機会を設定し、事業内容や経営課題等に関する十分な認識共有を図りました。 ・「内部統制システムの運用状況に係る報告のさらなる拡充」に向けて、グループ全体の事業リスクや内部通報制度の運用状況等、内部統制に係る報告内容を拡充し、グループガバナンスの強化を図りました。 		
今後のさらなる改善点と対応方針		
<p>①社外取締役と経営陣とのコミュニケーション機会の充実 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、さらに社外取締役と経営陣が認識を共有し、議論する機会を創出し、より活発な取締役会議論に繋げてまいります。</p> <p>②中長期的な重要テーマに係る議論のさらなる充実 グループ全体の事業戦略、人材育成等に係る取締役会議論をさらに充実させ、中期経営計画やゼロカーボンビジョンを強力に推進してまいります。</p> <p>③取締役会による各監査機能に対する監督等のあり方 内部監査部門等の各監査機能との適切な報告・情報共有を通じて、取締役会等のさらなる監督機能向上を図ってまいります。</p> <p>④役員トレーニングのあり方、実施状況の確認 役員に必要な知識の習得や更新の状況について、役員トレーニングの実施状況を定期的に報告し、取締役会による監督機能の向上を図ってまいります。</p> <p>⑤取締役会の構成（スキル・多様性）のさらなる向上 将来の経営環境を踏まえた、あるべき取締役会の構成について、指名委員会において継続して議論してまいります。</p>		

(7) 当事業年度における社外役員の本活動状況

a. 取締役会等の活動状況

氏名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
榊原定征	◎100% (12/12回)	◎100% (7/7回)	100% (3/3回)	
沖原隆宗	100% (12/12回)	100% (7/7回)	100% (3/3回)	
小林哲也	83% (10/12回)	71% (5/7回)	◎100% (3/3回)	
佐々木茂夫	100% (12/12回)			100% (16/16回)
加賀有津子	92% (11/12回)		100% (3/3回)	81% (13/16回)
友野宏	100% (12/12回)			◎100% (16/16回)
高松和子	100% (12/12回)	100% (7/7回)		
内藤文雄	100% (12/12回)			100% (16/16回)

- (注) 1. 小数点以下第1位を四捨五入、出席回数／在任中の開催回数
 2. ◎は議長または委員長
 3. 取締役会の開催回数については、上記のほか、会社法第370条の規定に基づく取締役全員の書面による同意および会社法第372条第1項および第3項に基づく取締役への通知を1回実施

b. 社外取締役の本活動状況

氏名	主な活動状況
榊原定征	<p>グローバルに事業展開する東レ(株)の要職に加え、一般社団法人日本経済団体連合会会長として得た豊富な経営経験と、ガバナンスやエネルギー政策等に関する高い識見を生かし、取締役会議長として、議題の選定や議論時間を十分に確保する議事運営を主導するとともに、経営環境の変化を捉え、中長期的な事業ポートフォリオのあり方やゼロカーボンに向けた戦略の方向性に対して積極的に意見提起するなど、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会の委員長および報酬委員会の委員を務め、指名委員会の委員長としては、「執行役社長の後継者計画」や「社外取締役候補者の選定プロセス」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、取締役による意見交換会や独立社外取締役のみで構成する会合のリード役を務め、取締役間の活発な意見交換・情報共有に尽力しているほか、会長として、第一線職場従業員や機関投資家等と積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
沖原 隆宗	<p>グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループの要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、法人向けソリューションサービスの戦略や推進体制、海外電力事業を中心とした投融資案件のモニタリングやリスクマネジメントに関して積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会および報酬委員会の各委員を務め、指名委員会の委員としては、「執行役社長の後継者計画」や「社外取締役候補者の選定プロセス」などについて、また報酬委員会の委員としては、「当社役員報酬のあり方」や「業績連動報酬の仕組み」などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、社内ポータルサイトを通じて従業員にメッセージを発信するなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
小林 哲也	<p>鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している近鉄グループにおいて要職を歴任し、社会インフラを担う企業における経営者としての豊富な経験に基づき、原子力発電事業のあり方や安全対策、国や自治体等との連携のあり方に関して、積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員を務め、報酬委員会の委員長としては、「当社役員報酬のあり方」や「業績連動報酬の仕組み」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、社内ポータルサイトを通じて従業員にメッセージを発信するなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
佐々木茂夫	<p>大阪高等検察庁検事長その他要職を歴任し、現在は弁護士として活躍しており、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、法曹や経営監督における豊富な経験に基づき、各種法制度や契約内容など事業を推進するうえでの留意事項や、中長期的な事業推進における見通しやリスクに関して積極的に意見提起するなど、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会の委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
加賀有津子	<p>民間企業における経験を経て、現在はまちづくりや都市計画などの分野で、大阪大学大学院教授として活躍しており、関西地域の活性化に資する事業投資の意義やキャリア採用人材の活躍機会の拡大に関して積極的に意見提起するなど、学識経験者として幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、報酬委員会および監査委員会の各委員を務め、報酬委員会の委員としては、「当社役員報酬の水準」や「業績連動報酬の仕組み」などについて有益な意見を述べて、持続的な経営体制の強化に貢献しており、また、監査委員会の委員としては、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、大学における人材育成の経験を踏まえ、担当部署に助言を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
友野 宏	<p>グローバルに事業を展開する日本製鉄(株)の要職を歴任し、経営者としての豊富な経験に基づき、中期経営計画の達成およびゼロカーボンビジョンの実現に向けた技術開発の加速や他社とのアライアンス・M&A戦略に関して積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会の委員長としては、監査委員会としての新たな制度の構築を主導するなど、実効性のある委員会の運営に努めました。さらに、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、監査委員長として従業員向けメッセージを発信するなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
高松和子	<p>公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、グローバルに事業を展開するソニー(株)（現・ソニーグループ(株)）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、ダイバーシティに関する高い識見に加え、経営者としての豊富な経験に基づき、顧客をはじめとしたステークホルダーの視点での情報開示のあり方や、生産性向上に資する組織作りや多様な人材の確保の必要性に関して積極的に意見提起するなど、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、指名委員会の委員としては、「執行役社長の後継者計画」や「社外取締役候補者の選定プロセス」などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、女性従業員等との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、統合報告書や社内ポータルサイトを通じてメッセージを発信するなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

氏名	主な活動状況
内藤文雄	<p>財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者としての専門的知見を生かし、内部統制システムの構築・運用・改善状況や、各事業の推進に係るリスク判断のあり方、投資額の妥当性に関して積極的に意見提起するなど、財務会計をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会の委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>さらに、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、内部統制システムの構築・運用やリスク管理などに関して担当部署等と積極的に意見交換を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

(注) 金品受取り問題に係る個別の発注等について監査委員会委員等から指摘があり、本年4月に、コンプライアンス委員会から、当時の発注プロセス等において、コンプライアンス上の問題があった旨の報告を受領しました。報告の指摘、提言を真摯に受け止め、これまでの業務改善計画の枠組みで必要な施策を追加し、取組みを強化してまいります。

当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子、内藤文雄の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、再発防止に向けた業務改善計画の実行状況の検証等に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。

(8) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(9) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役、執行役、執行役員、監査特命役員ならびに子会社である関西電力送配電株式会社の取締役、監査役、執行役員および理事）が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合はてん補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

4 会計監査人の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

5 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	7,317,298	固 定 負 債	5,025,325
電 気 事 業 固 定 資 産	3,467,992	社 債	1,613,921
水 力 発 電 設 備	299,252	長 期 借 入 金	2,277,475
汽 力 発 電 設 備	298,890	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,893
原 子 力 発 電 設 備	742,950	退 職 給 付 に 係 る 負 債	365,853
送 電 設 備	760,726	資 産 除 去 債 務	522,990
変 電 設 備	421,617	繰 延 税 金 負 債	6,674
配 電 設 備	813,428	そ の 他 の 固 定 負 債	236,516
業 務 設 備	112,556	流 動 負 債	1,899,697
その他の電気事業固定資産	18,569	1年以内に期限到来の固定負債	490,880
そ の 他 の 固 定 資 産	904,567	短 期 借 入 金	150,635
固 定 資 産 仮 勘 定	952,357	コマーシャル・ペーパー	310,000
建設仮勘定及び除却仮勘定	751,744	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	198,065
原子力廃止関連仮勘定	53,110	未 払 税 金	51,291
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	147,502	そ の 他 の 流 動 負 債	698,823
核 燃 料	510,571	引 当 金	25,850
装 荷 核 燃 料	51,036	渴 水 準 備 引 当 金	25,850
加 工 中 等 核 燃 料	459,535	負 債 合 計	6,950,873
投 資 そ の 他 の 資 産	1,481,810	株 主 資 本	1,634,021
長 期 投 資	440,072	資 本 金	489,320
関 係 会 社 長 期 投 資	602,006	資 本 剰 余 金	66,728
繰 延 税 金 資 産	351,619	利 益 剰 余 金	1,175,509
そ の 他 の 投 資 等	115,098	自 己 株 式	△ 97,536
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 26,987	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	25,552
流 動 資 産	1,339,131	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	89,057
現 金 及 び 預 金	469,052	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 86,307
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	307,904	為 替 換 算 調 整 勘 定	24,439
棚 卸 資 産	199,920	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,636
そ の 他 の 流 動 資 産	365,049	非 支 配 株 主 持 分	45,983
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,795	純 資 産 合 計	1,705,557
合 計	8,656,430	合 計	8,656,430

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	2,752,569	営業収益	2,851,894
電気事業営業費用	2,083,958	電気事業営業収益	2,109,511
その他事業営業費用	668,610	その他事業営業収益	742,383
営業利益	(99,325)		
営業外費用	38,901	営業外収益	75,531
支払利息	20,168	受取配当金	13,193
その他の営業外費用	18,733	受取利息	1,148
		固定資産売却益	11,533
		為替差益	9,751
		持分法による投資利益	10,312
		その他の営業外収益	29,592
当期経常費用合計	2,791,471	当期経常収益合計	2,927,426
当期経常利益	135,955		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 134		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 134		
特別損失	10,773		
インバランス収支調整額	10,773		
税金等調整前当期純利益	125,316		
法人税等	35,628		
法人税等	23,575		
法人税等調整額	12,053		
当期純利益	89,688		
非支配株主に帰属する当期純利益	3,852		
親会社株主に帰属する当期純利益	85,835		

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,335,890	固 定 負 債	4,652,349
電 気 事 業 固 定 資 産	1,443,510	社 債	1,613,821
水 力 発 電 設 備	304,982	長 期 借 入 金	2,139,195
汽 力 発 電 設 備	300,238	長 期 未 払 債 務	1,085
原 子 力 発 電 設 備	757,775	リ ー ス 債 務	121
内 燃 力 発 電 設 備	2,306	関 係 会 社 長 期 債 務	40,866
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	770	退 職 給 付 引 当 金	183,040
業 務 設 備	61,924	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,893
貸 付 設 備	15,513	資 産 除 去 債 務	511,062
附 帯 事 業 固 定 資 産	21,073	雑 固 定 負 債	161,262
事 業 外 固 定 資 産	4,183	流 動 負 債	1,745,587
固 定 資 産 仮 勘 定	795,185	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	461,189
建 設 仮 勘 定	593,336	短 期 借 入 金	130,000
除 却 仮 勘 定	1,236	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	310,000
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	53,110	買 掛 金	152,943
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	147,502	未 払 金	26,779
核 心 燃 料	510,571	未 払 費 用	137,070
装 荷 核 燃 料	51,036	未 払 税 金	31,860
加 工 中 等 核 燃 料	459,535	預 り 金	33,828
投 資 そ の 他 の 資 産	3,561,365	関 係 会 社 短 期 債 務	195,146
長 期 投 資	271,876	諸 前 受 金	20,190
関 係 会 社 長 期 投 資	2,959,366	雑 流 動 負 債	246,579
長 期 前 払 費 用	63,855	引 当 金	25,850
繰 延 税 金 資 産	280,864	渴 水 準 備 引 当 金	25,850
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 14,597	負 債 合 計	6,423,786
流 動 資 産	1,060,474	株 主 資 本	1,014,433
現 金 及 び 預 金	403,241	資 本 剰 余 金	489,320
未 収 入 金	222,625	資 本 準 備 金	67,031
短 期 投 資	87,652	利 益 剰 余 金	555,494
貯 蔵 品	24,000	利 益 準 備 金	54,133
前 払 費 用	65,926	そ の 他 利 益 剰 余 金	501,360
関 係 会 社 短 期 債 権	1,541	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	3
雑 流 動 資 産	178,260	繰 越 利 益 剰 余 金	501,357
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	78,804	自 己 株 式	△ 97,412
	△ 1,577	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 41,855
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	64,945
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 106,801
		純 資 産 合 計	972,577
合 計	7,396,364	合 計	7,396,364

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	2,154,082	営業収益	2,177,650
電気事業営業費用	1,970,844	電気事業営業収益	2,012,551
水力発電費	49,834	電灯料	669,859
汽力発電費	585,174	電力料	943,855
原子力発電費	320,417	他社販売電力料	336,405
内燃力発電費	958	賠償負担金相当収益	13,294
新エネルギー等発電費	244	廃炉円滑化負担金相当収益	8,790
他社購入電力料	314,509	電気事業雑収益	38,964
販売売費	53,413	貸付設備収益	1,380
貸付設備費	440		
一般管理費	107,228		
接続供給託送料	519,720		
原子力廃止関連仮勘定償却費	5,964		
事業税	13,201		
電力費振替勘定(貸方)	△ 263		
附帯事業営業費用	183,238	附帯事業営業収益	165,099
ガス事業営業費用	179,503	ガス事業営業収益	157,881
その他附帯事業営業費用	3,734	その他附帯事業営業収益	7,217
営業外利益	(23,568)		
営業外費用	25,468	営業外収益	115,378
財務費用	20,539	財務収益	91,508
支払利息	18,669	受取配当金	81,353
社債発行費	1,870	受取利息	10,154
事業外費用	4,928	事業外収益	23,869
固定資産売却損失	4	固定資産売却益	2,524
雑損	4,924	雑収益	21,344
当期経常費用合計	2,179,550	当期経常収益合計	2,293,028
当期経常利益	113,478		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 134		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 134		
税引前当期純利益	113,613		
法人税等	9,076		
法人税等	△ 2,217		
法人税等調整額	11,293		
当期純利益	104,536		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野出唯知
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥野孝富

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野出唯知
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥野孝富

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等および有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況ならびに当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告「1 企業集団の現況に関する事項（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、昨年4月および7月、公正取引委員会の立入検査があり、また、本年4月、コンプライアンス委員会から過年度におけるコンプライアンス上の問題の指摘があったことを受け、これらに関する取締役および執行役の対応状況を監視・検証してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2022年5月12日

関西電力株式会社	監査委員会
監査委員長	友野 宏 ㊟
監査委員	佐々木 茂夫 ㊟
監査委員	加賀 有津子 ㊟
監査委員	内藤 文雄 ㊟
監査委員（常勤）	杉本 康 ㊟
監査委員（常勤）	島本 恭次 ㊟

(注) 監査委員長友野宏、監査委員佐々木茂夫、同加賀有津子および同内藤文雄は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内



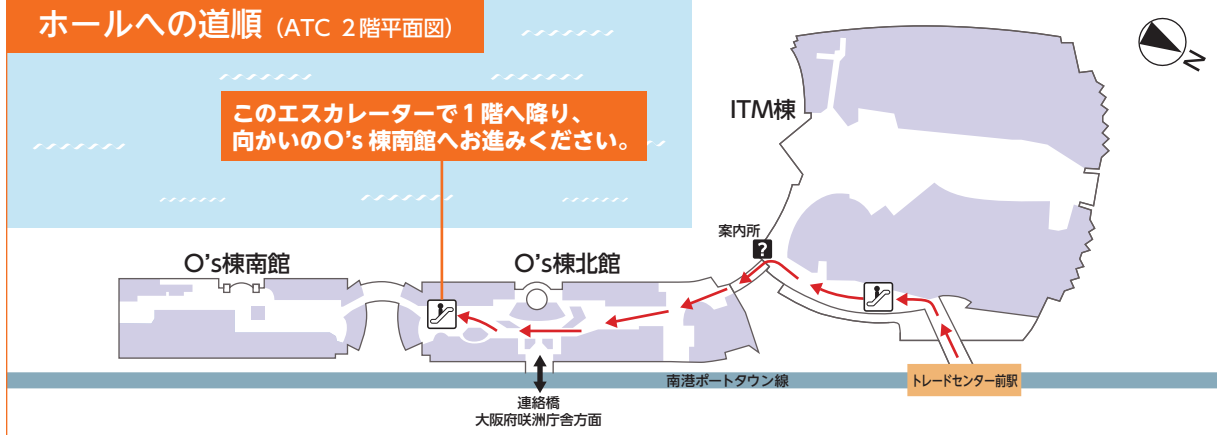
会場

ATCホール 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

交通のご案内

- Osaka Metro南港ポートタウン線(ニュートラム)
「トレードセンター前」駅下車 徒歩約5分
- 「トレードセンター前」駅までの主要アクセス
 - (1) JRをご利用の場合(大阪・天王寺方面から)
JR大阪環状線「弁天町」駅下車→Osaka Metro中央線「弁天町」駅にて乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→「トレードセンター前」駅下車
 - (2) Osaka Metroをご利用の場合(梅田・なんば方面から)
「本町」駅にてOsaka Metro中央線に乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→「トレードセンター前」駅下車

ホールへの道順 (ATC 2階平面図)



※当日は駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

- *新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じる結果、ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- *発熱など体調不良が認められる株主さまは、ご入場いただけない場合がございます。

